

昼間小学校 学校防災計画
危機管理マニュアル
2025

※氏名及び個人情報に関わる内容は記載していません

徳島県 東みよし町昼間小学校防災計画 危機管理マニュアルの概要

第1 総 則

第2 防災対策組織について

- 1 防災対策委員会
- 2 学校災害予防管理組織及び防災対策
- 3 学校災害対策本部

第3 各災害時の対応

第4 避難所運営支援

第5 学校教育活動の再開

第6 防災教育及び防災訓練

第7 学校防災計画の児童生徒等及び保護者への周知徹底

第8 地域社会との連携

第9 学校防災計画の継続的改善

< 学校防災計画に必要な書類 >

- ① 防災対策委員会編成表（表1）
- ② 学校災害予防管理組織表（表2）
- ③ 学校災害対策本部編成表（表3）
- ④ 自主点検検査チェック票（表4，表5）
- ⑤ 教職員の緊急時連絡体制（表6）
- ⑥ 災害発生時における被害報告連絡体系図
- ⑦ 各災害に対する対策検討シート
- ⑧ 備蓄物品管理表
- ⑨ 地震への対応（避難経路及び避難場所等）
- ⑩ 南海トラフ地震臨時情報への対応
- ⑪ 火災への対応（避難経路及び避難場所，防災機器・防火機器等配置図 等）
- ⑫ 風水害（土砂災害）への対応（避難経路及び避難場所等）
- ⑬ 不審者への対応
- ⑭ 学校避難所支援計画について
- ⑮ 学校教育活動の再開に向けての計画について
- ⑯ 防災教育及び防災訓練についての年間計画

東みよし町立 昼間小学校防災計画

第1 総 則

1 目 的

この計画は、防災管理についての必要な事項を定め、地震・津波、火災、風水害等の災害の予防を図り、災害発生時の児童生徒等並びに教職員の生命・身体の安全を確保し、また被災した地域社会の安全形成を支援し、早期の学校教育活動の再開に向かうことを目的とする。

2 基本方針

- (1) 児童生徒等及び教職員の生命・身体の安全を第一とし、各災害種別に各学校に応じた災害に対する備え、避難方法、児童生徒等の登下校・学校待機・保護者への引き渡し等の対応方法を策定する。
- (2) 教職員の役割を明確にし、各災害時に対応した具体的行動計画を策定することにより、各災害より児童生徒等の安全を確保し、地域住民の安全確保のための支援を行う。
- (3) 防災教育・防災訓練を実施し、児童生徒等の災害に対する対応能力・判断力・行動力を育む。
- (4) 地域防災組織及び保護者等との密接な連携を図り、児童生徒等の安全の確保に努めると共に、学校が被災した場合の学校を再開させるための日程、作業内容について計画し、早急な学校教育活動の再開を目指す。

第2 防災対策組織について

1 防災対策委員会

(1) 防災対策委員会の設置

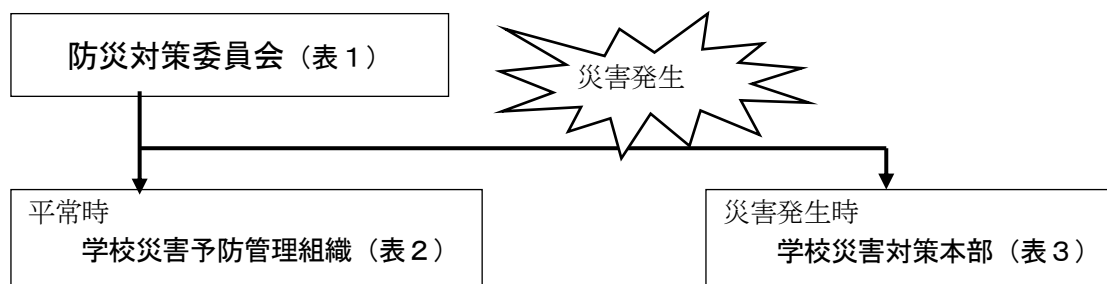
災害発生時に備え、防災対策を総合的に計画・実施し、安全確保に万全を期するため、校長を委員長とする防災対策委員会（表1）を設置する。また、その下に、平常時の対応組織として学校災害予防管理組織（表2）を、災害時の対応組織として学校災害対策本部（表3）を編成する。

(2) 審議事項

防災対策委員会は、次の基本的な事項について審議する。

- ① 防災計画、消防計画の立案及び変更に関する事
- ② 児童生徒等の安全、保護及び管理に関する事
- ③ 学校の施設、設備の管理及び点検・整備に関する事
- ④ 避難施設及び消防用設備等の維持管理に関する事
- ⑤ 防災に関する組織の運営に関する事
- ⑥ 地震・津波、火災、風水害等の災害の対策に関する事
- ⑦ 防災教育及び防災訓練とその実施方法等に関する事
- ⑧ 緊急時の情報連絡体制の整備に関する事
- ⑨ その他防災管理に関する事

(3) 各組織の役割と組織図



2 学校災害予防管理組織及び防災対策

平素における災害等の防止並びに児童生徒等及び校舎の安全確保、管理を図るため、学校災害予防管理組織を編成し、防災管理者（防火管理者を充てる）を置き、次のとおり役割を分担する。

（表 2）

（1） 防災管理者（防火管理者）には副校長・教頭を充てることとし、次の業務を行うものとする。

- ① 防災及び消防計画の作成、検討及び変更
- ② 施設・設備の管理並びに火気使用設備器具、危険物施設等の点検検査の実施及び監督
- ③ 消防用設備等の点検設備の実施及び監督
- ④ 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
- ⑤ 増改築、修繕等の工事時における火災予防上の指導
- ⑥ 児童生徒等、職員に対する防災教育及び各種訓練の年間計画の作成と実施指導
- ⑦ 校長に対する防災・防火等の管理上の助言報告
- ⑧ 教育委員会との防災・防火等の対策に関する事務の推進
- ⑨ その他防災・防火等に関する必要な業務

（2） 防災管理者（防火管理者）は、次の業務について、消防署への報告、届出等を行うものとする。

- ① 消防計画の提出
- ② 建物及び諸設備の設置又は変更に伴う諸手続
- ③ 増改築、修繕等を行うときの事前連絡
- ④ 消防用設備等の点検結果の報告
- ⑤ 教育訓練指導の要請及び各種訓練の実施報告
- ⑥ その他法令に基づく諸手続

（3） 施設管理責任者は、次の業務を行うものとする。

- ① 担当区域内の箇所責任者に対する業務の指導及び監督
- ② 自主点検検査
- ③ 防災管理者（防火管理者）の補佐

（4） 箇所責任者は、次の業務を行うものとする。

- ① 担当区域内の火気管理
- ② 担当区域内の諸施設・設備の管理及び整備並びに器具等の維持管理
- ③ 地震等に備えた安全措置等の維持管理
- ④ 担当の施設・設備の自主点検検査
- ⑤ 施設管理責任者の補佐

（5） 建物等の自主点検検査は、次によるものとする。

① 点検検査の時期（例）

検査対象	検査月日、回数
建 築 物	随時
火気使用設備器具	始・終業時各 1 回
危険物施設等	随時
電 気 設 備	6 か月 1 回以上

② 日常の自主点検検査（表 4）参照

③ 定期の " （表 5）参照

④ 校長は、点検結果による不備欠陥事項については速やかに改修等の処置をする。

⑤ 学校防災計画にかかる備品・施設の点検は毎月 1 回、防災教育及び防災訓練の自己評価は実施後に、学校防災計画についての自己評価・見直しは、必要に応じて随時実施する。

（6） 消防用設備等の点検は次によるものとする。

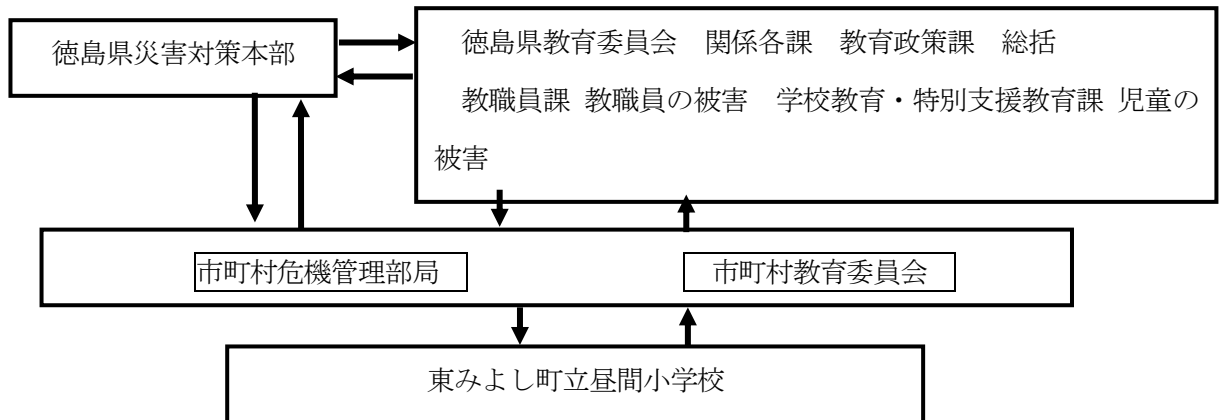
- ① 消防用設備等の法定点検は、機器点検を 6 か月ごとに、総合点検を 1 年に 1 回実施するものとし、専門的知識及び資格を有する者（点検設備業者）が実施し、防火管理者はこれに立ち合う。

消防用設備等の種類	消火器、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯設備		
機 器 点 検	(8 月) ・ (2 月)	総合点検	(8 月)
点検実施者(委託業者名)	みよし広域連合		

- ② 消防用設備等の自主点検は、防災管理者、施設管理責任者、箇所責任者が平素に随時行う。
- (7) 防災管理者は、避難経路図を作成し児童生徒等及び教職員に対して避難経路の周知徹底を図る。避難経路図は、屋外に通じる避難経路図を明示したものとし、各階ごとの消防用設備等の配置状況についても明示しておく。
- (8) 防災管理者は、次の情報連絡体制を整備する。

- ① 災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、教育委員会、地域防災関係機関との情報連絡手段・体制の整備を図る。

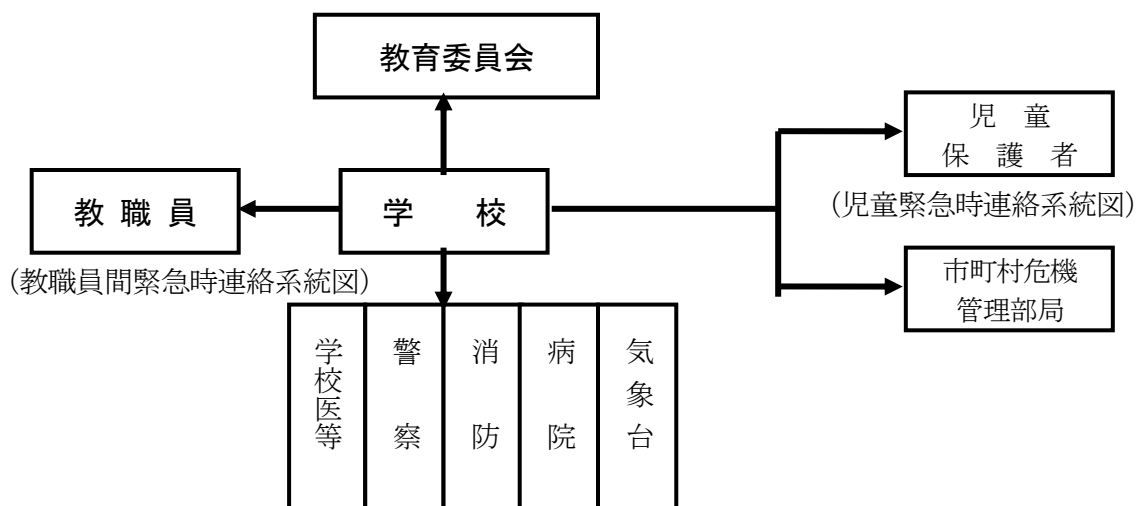
ア 本部から学校への緊急連絡体制



注：教育委員会と各学校との緊急連絡方法は、上図のとおりとするが、緊急の度合いに応じ直接的な連絡方法をとるものとする。

- ② 災害時における情報連絡を的確かつ円滑に行うため、教職員間、学校と保護者・児童生徒等との情報連絡体制の整備を図る。また、学校と地域災害対策担当部局との災害時における情報連絡体制を整備する。防災無線などを設置している場合は、その活用を図る。

ア 学校の緊急連絡体制



- ③ 教職員間の緊急時連絡系統図は、各学校が独自に作成する。
- ④ 児童生徒等の緊急時連絡系統図は、各学校が独自に作成する。
- (9) 防災管理者は、災害発生に備え、必要な品目等を所定の場所に準備、保管する。
- ① 救急救助用備品 ② 人員点呼用備品 ③ 安全確認・誘導用備品
- ④ 情報収集・通信用備品 ⑤ 消火用備品 ⑥ 飲料用備品 ⑦ その他

3 学校災害対策本部

災害が発生、または発生するおそれがある時は、災害に迅速、適切に対応し、防災の推進を図るため、校長を本部長に、副校長・教頭を副本部長として、（表3）の例を参考に学校災害対策本部を設置し学校の防災及び避難所支援に当たるものとする。

- （1） 学校災害対策本部の組織形態及び業務については、次のとおり（表3）とする。
- （2） 職員の配備体制については、徳島県災害対策本部運営規程に従い、各学校における配備編成計画（表3-1）を作成する。
- （3） 学校災害対策本部の設置基準については、徳島県災害対策本部の設置基準を原則とし、各学校の状況に応じて、校長が決定する。

第3 各災害時の対応

各災害時における教職員及び児童生徒等の対応については、地震・津波編、火災編、風水害編の災害ごとに想定される場面別に、具体的に本書に記述した。この対応を参考に、各学校の現状に合わせた対応マニュアルを作成してください。

第4 避難所運営支援

災害時において学校が避難所となった場合には、校長は、あらかじめ定めた学校防災計画に基づき、避難所の開設及び管理運営に協力する。避難所の管理運営は、市町村の危機管理部局職員が担当し、教職員は、市町村災害対策本部、地域自主防災組織、避難者自治組織、ボランティアとの連携を密にし、円滑な運営を支援する。

なお、大災害発災初期の段階においては、市町村職員による対応が困難な場合も想定される。そのため、発災直後数日間教職員がリーダーシップをとって避難所運営を支援することを十分想定しておくものとする。

具体的な対応については、本書を参考に、各学校の現状に合わせた避難所運営支援に関する対応マニュアルを作成してください。

第5 学校教育活動の再開

学校は、災害発生後における学校機能の早期回復を図るため、教育委員会等と協議して、地域や学校の実態に即した応急教育に係る計画を策定するとともに、学校教育活動を再開するための活動を行う。

具体的な対応については、本書を参考に、各学校の現状に合わせた学校教育活動の再開に関する対応マニュアルを作成してください。

第6 防災教育及び防災訓練

防災管理者は、災害から児童生徒等の安全を確保するために、年間計画を作成し、計画に従い防災教育に取り組み、防災訓練を実施する。

また、実施後チェックシートを活用し、計画の点検・検証等、問題点や課題等の洗い出しなどを行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップを行う。

- （1） 学校で定めておくべきこと
 - ・ 防災教育のねらい及び重点、学年別、月別の関連教科、道徳、特別活動等における主な指導内容、時間数、指導方法等
 - ・ 防災教育、応急処置等の校内研修に関する事項
 - ・ 学校、家庭、地域社会との連携に関する事項
 - ・ 災害時及び事後の心の健康に関する事項
- （2） 防災教育年間計画作成上の配慮事項
 - ・ 児童生徒等及び地域の状況の実態に即した計画であること
 - ・ 組織的、発展的な計画であること
 - ・ 全教職員の共通理解に基づく計画であること

(3) 防災訓練について

- ・ 防災管理者は、前記の防災教育の年間計画とあわせて、教職員及び児童生徒等に対する各種訓練計画及び避難訓練等の実施時期及び方法について具体的に作成するものとする。
- ※ 特別支援諸学校においては、より綿密な計画を作成し、日常の訓練を通じて、円滑な避難が行えるよう訓練を行う。
- ※ 防火管理者は、避難誘導、自衛消防訓練をする場合は、事前に消防署に通知するとともに、必要と認める場合は、指導の要請を行うものとする。

(4) 教職員の防災訓練シミュレーションと防災訓練の検討

- ・ 児童生徒等との防災訓練のみならず、教職員のみのあるあらゆる場合を想定した防災訓練（シミュレーションを含む）を実施し、必要に応じて防災訓練の在り方を検討する。

第7 学校防災計画の児童生徒等及び保護者への周知徹底

校長は、学校防災計画について児童生徒等及び保護者へ周知徹底する。

- (1) 児童生徒等・・・新学年開始時期の学級活動・ホームルーム活動、防災訓練実施時、防災教育活動時に周知徹底する。
- (2) 保護者・・・PTA総会、入学式後の保護者説明、家庭訪問、三者面談等を利用し、周知徹底する。

第8 地域社会との連携

校長は、学校防災の取組を地域に広く周知するため、ホームページ等を通じて情報発信すると共に、日頃から市町村や地域自主防災組織など地域社会と密接な連携協力を図る。また、地域の防災体制を把握し、地域が行う防災訓練に参加したり、学校が被災した際の協力体制を確立させたりするなど、地域ぐるみで児童生徒等を災害から守る環境を整えていくものとする。

第9 学校防災計画の継続的改善

防災管理者は、平常時から、本計画を継続的に改善し、学校防災力の向上を図っていくため、防災教育・防災訓練等の実施後、チェックシート等を活用し、計画の点検・検証等、問題点や課題等の洗い出しなどを行い、是正すべきところを改善し、計画を更新するというPDCAサイクルによるスパイラルアップを行う。

①（表１） 防災対策委員会編成表

委員名	職名	氏名	備考
委員長	校長		
副委員長	教頭		
委員	主任主事		
〃	教務主任		
〃	1年担任		
〃	2年担任		
〃	3年担任		
〃	4年担任		
〃	5年担任		
〃	6年担任		
〃	特別支援学級担任		
〃	養護助教諭		

※ 委員数は各学校の必要に応じて増減させる。

②（表２） 学校災害予防管理組織表

防災対策委員会		防火担当責任者		火元責任者	
		管理棟			
防災・防火管理者 教頭	北校舎	1階	教頭	校長室	校長
				職員室	主任主事
				放送室	情報主任
		2階	教務主任	P C室	情報主任
				保健室	養護教諭
				各教室	学級担任
		3階	養護教諭 1年学級担任 特支担任	図書室	図書主任
			図書主任 3年学級担任 特支担任	各教室	学級担任
			教務主任 5年学級担任 特支担任	多目的室	教務主任
	南校舎	1階	理科室 養護教諭	各教室	学級担任
				児童会室	特活主任
				CS ルーム	CS 担当
				会議室	教務主任
		2階	図工主任	理科室	理科主任
				理科準備室	理科主任
				作業室	用務員
				家庭科室	家庭科主任
	その他		体育主任	家庭科準備室	家庭科主任
				図工室	図工主任
				音楽室	音楽主任
				体育倉庫	体育主任
				器具倉庫	体育主任
				体育館	体育主任
				プール	体育主任

③（表３） ア 学校災害対策本部編成表

分担	担当者名	役割
総 括	本部長 校長 副本部長 教頭 班長 教務主任 副班長 主任主事	・校内放送等による連絡や指示 ・応急対策の決定 ・各班との連絡調整 ・教育委員会、市町村、PTA等との連絡調整、報告 ・消防署等への通報、報道機関等との連絡、対応・情報収集 ・非常持出し品の搬出 ・記録日誌の記入
安全点検・消火班	班 長 副班長 〃	・初期消火、安全点検 ・避難、救助活動の支援 ・被害状況の把握 ・施設等の構造的な被害程度の調査及び本部への報告
安否確認・避難誘導班	班 長 副班長 〃 〃	・揺れがおさまった直後に負傷の程度を的確に把握し、本部に報告 ・安全な避難経路を使つての避難誘導 ・行方不明の児童生徒等、教職員を本部に報告
救 急 医 療 班	班 長 副班長 〃 〃	・応急手当の実施 ・応急手当備品の確認 ・負傷や応急手当の記録 ・負傷者等の医療機関への送致・連絡
救 護 班	班 長 副班長	・負傷者の救出、救命 ・負傷者や危険箇所等の確認及び通報
保護者連絡班	班 長 副班長	・連絡手段の検討・決定 ・引き渡し場所の指定 ・児童生徒等の引き渡し作業 ・引き渡しの際の身元確認
応 急 復 旧 班	班 長 副班長 〃	・被害状況の把握 ・応急復旧に必要な機材の調達、管理 ・危険箇所の処理及び立入禁止措置 ・避難場所の安全確認
避難所支援班	班 長 副班長 〃	・市町村及び関係する地域自主防災組織等と連携し、学校が避難所となったときの避難所運営支援
学 校 再 開 班	班 長	・学校教育活動を再開するために必要な作業・確認事項・協議

(表 3-1) イ 災害発生時の教職員の配備編成計画

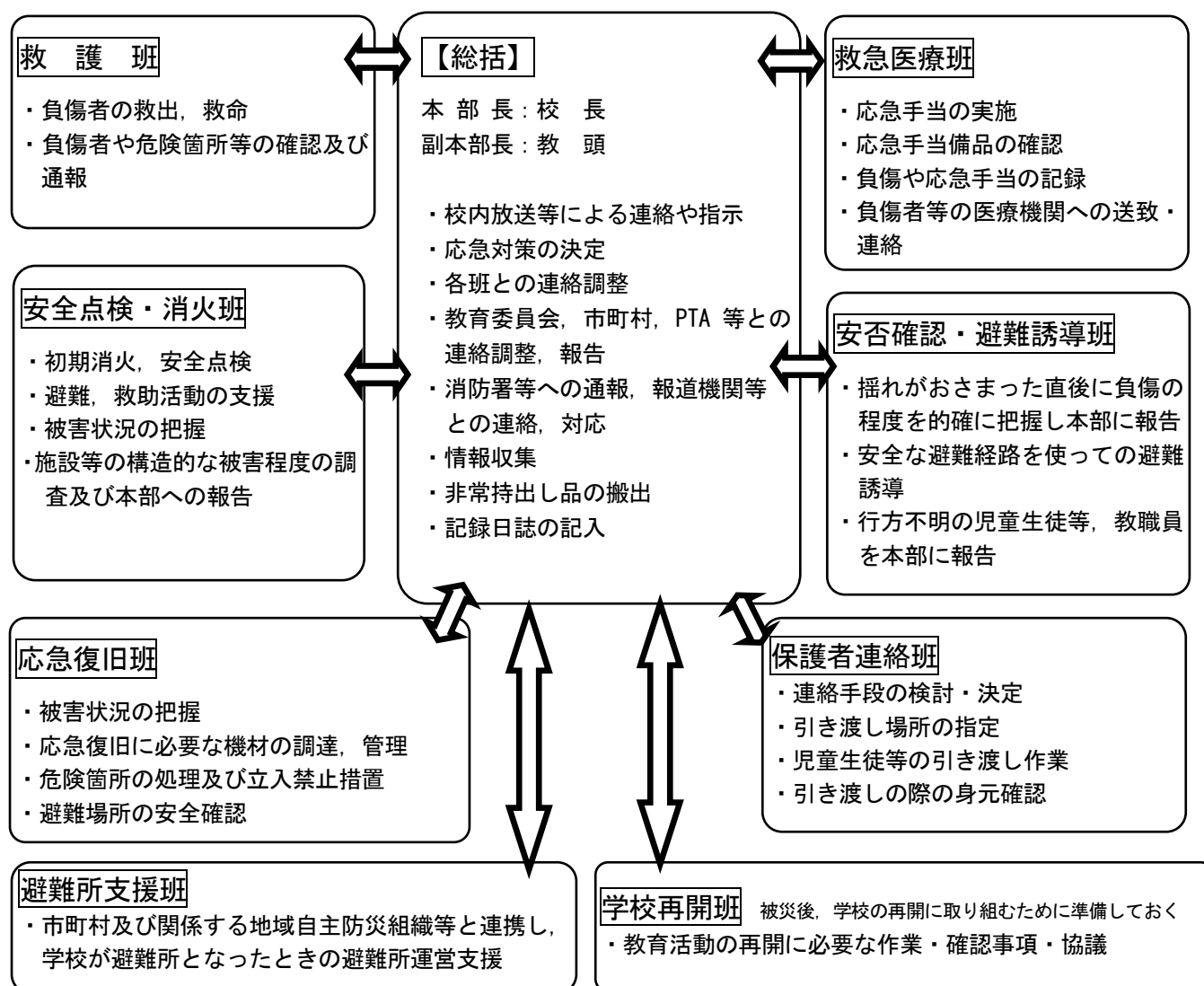
学校災害対策本部 配備編成計画

学 校 名	東みよし町立 昼間小学校		
本部長名 (職)	(校 長)		
・職務代行順位	1	(教 頭)	
・代行者名	2	(教務主任)	
・ (職)	3	(主任主事)	

配 備 体 制					
第 1 非 常 体 制		第 2 非 常 体 制		第 3 非 常 体 制	
1. 県内に震度4の地震が発生したとき (徳島県に津波注意報が発表されたとき) 2. 南海トラフ地震臨時情報(調査中)が 発表されたとき 3. その他、大規模な事故等の災害が発 生し、大きな被害が予想されるとき		1. 河川が警戒水位に近づいたとき 2. 県内に震度5弱または5強の地震が発生し たとき 3. 大雨特別警報が発表されたとき 4. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) が発表されたとき 5. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) が発表されたとき 6. その他、大規模な事故等の災害が発生し、 大きな被害が発生したとき、または特に大 きな被害が予想されると		災害対策本部が自動設置されたときは全員配 備体制とする。 ●自動設置 1. 県内で震度6弱以上の地震が発生したとき ●判断設置 1. 県内で震度5弱または5強の地震が発生した とき 2. 徳島県に大津波警報が発表されたとき 3. 大雨特別警報が発表されたとき 4. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) が発表されたとき 5. 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒) が発表されたとき 6. 県内で相当規模の地震災害が発生し、又は発 生のおそれがあるとき 7. 台風等により大規模な災害が発生し、又は発 生のおそれがあるとき 8. その他、多数の人的被害など重大な社会的影 響のある大規模な事故等の災害が発生し、又 はそのおそれが高まったとき	
氏名 (職)		氏名 (職)		氏名 (職)	
1	(校長)	1	(校長)	1	(校長)
2	(教頭)	2	(教頭)	2	(教頭)
3	(教務主任)	3	(教務主任)	3	(教務主任)
3	(主任主事)	3	(主任主事)	3	(主任主事)
①	(教諭)	①	(教諭)	①	(教諭)
②	(教諭)	②	(教諭)	②	(教諭)
③	(教諭)	③	(教諭)	③	(教諭)
④	(教諭)	④	(教諭)	④	(教諭)
・	(勤務時間内)	・	(勤務時間内)	・	(勤務時間内)
直ちに配備につく。		直ちに配備につく。		直ちに配備につく。	
(勤務時間外)		(勤務時間外)		(勤務時間外)	
1～3の順番で自宅待機し、状 況に応じて配備		(地震の場合)		(自動設置の場合)	
①～④の順番で自宅待機し、状 況に応じて配備		1→3の順番で1名を配備		全職員	
		その他の職員は、第1非常体制の①→		(判断設置の場合)	
		④の順番で、その時の順番に当たっ		1→3の順番で1名を配備	
		ている2名を配備(合計3名)		その他の職員は、第1非常体制の①→	
		(その他)		④の順番で、その時の順番に当たっ	
		第1非常体制の①→○の順番で自宅		ている2名を配備(合計3名)	
		待機し、状況に応じて配備			

(表 3-2) ウ

学校災害対策本部イメージ図



(表 3-3) エ 災害対策本部の設置基準と設置場所・・・設置権限者 校長（代替 副校長・教頭）

災害	設置基準	設置場所①	設置場所②
地震	徳島県災害対策本部の設置基準に準じる	校舎が使用できる場合 校長室	校舎が倒壊し使用不可の場合 児童クラブ
津波	〃	校舎内に避難した場合 2 F 音楽室	旧幼稚園に避難 校舎屋上
火災	〃	校舎内で火災発生 体育館	校舎外で火災 校長室
土砂災害	〃	校舎内で避難した場合 1 F 職員室	北校舎が倒壊した場合 管理棟 3 F
不審者	〃	校舎内で避難した場合 1 F 職員室	

(表 3-4) オ 災害対策本部が設置された場合に本部内に備える物。

電話 1 台（番号 0883-79-2158）、FAX 1 台（番号 0883-76-5110）
 ノートパソコン 2 台、プリンター 1 台、コピー機、ホワイトボード、デジタルカメラ、携帯電話、
 防災ラジオ、ハンドマイク
 筆記用具（ボールペン、鉛筆、マジック、消しゴム、A4 用紙 1 組、ノート、のり、ガムテープ）

④（表４）（ 年 月分） 自主点検検査チェック票（ 日 常 ）

[illegible]

注1 チェック欄には、良は○印、不備は×印を、即時補修(改修)したときは△印を記入する。

2 不備欠陥事項は、防火管理者に報告すること。

防火管理者確認

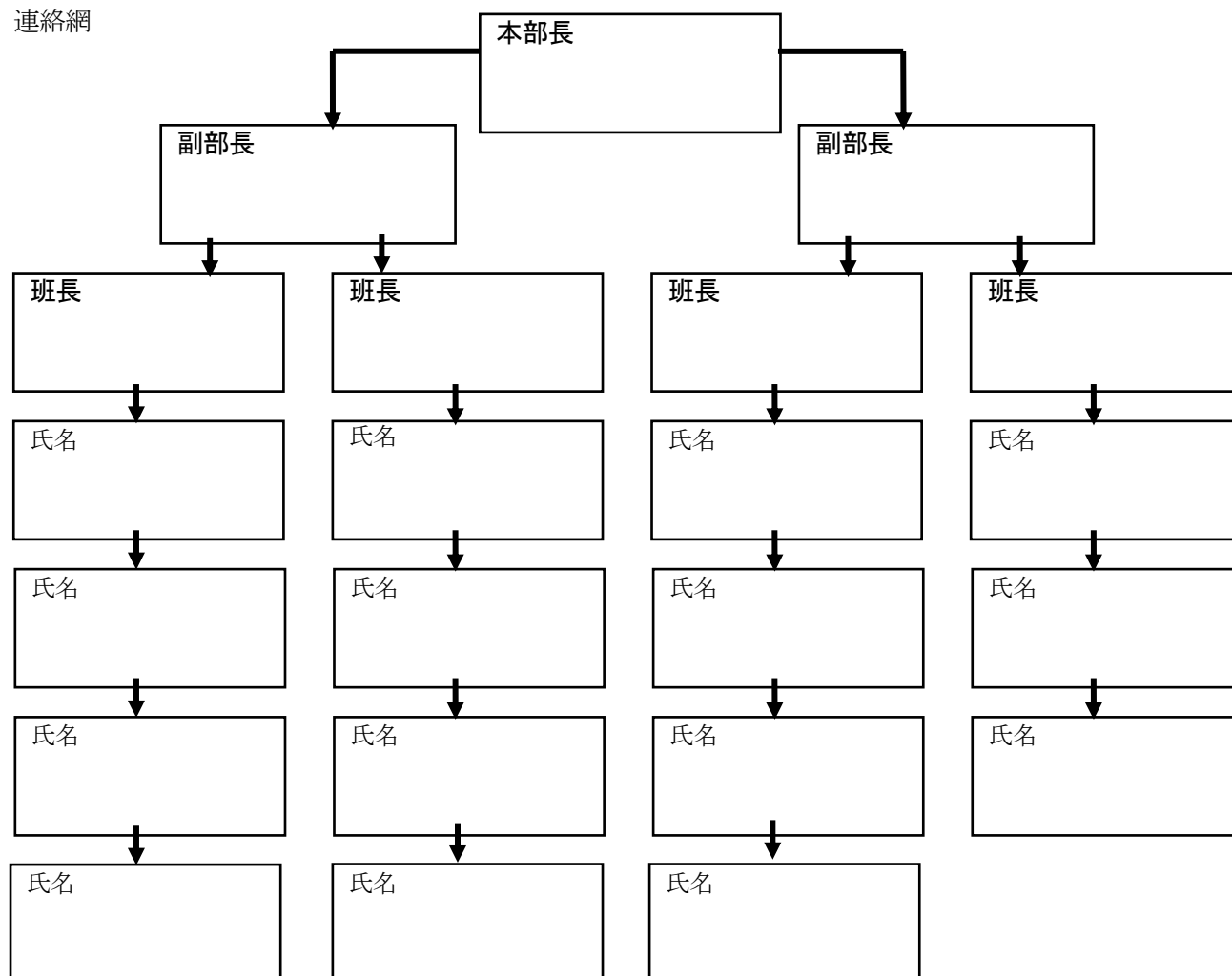
④（表５）（ 年 月分） 自主点検検査チェック票（ 定 期 ）

検 査 実 施 項 目 及 び 確 認 箇 所			検査 日	結 果	検査 者名
建物 構造等	柱、梁、壁、床	・コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。			
	天井	・仕上材に、はく脱・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等がないか。			
	外壁・ひさし・パラペット	・貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等がないか。 ・外壁の耐火構造等に損傷はないか。			
	窓ガラス	・窓枠・サッシ等の仕上材に剥落、落下のおそれのある弛み、ガラス等のひび割れはないか。			
	その他	・防火区画を構成する壁、天井に損傷はないか。			
防火・避難 施設	避難通路	・避難通路の幅員が確保されているか。			
	階段	・階段室に物品が置かれていないか。			
	避難口 （出入口）	・扉の開放方向は避難上支障がないか。 ・避難階段等に通じる出入口、屋外への出入口の幅は適切か、又付近に支障となる物品は置いていないか。			
	屋上・ベランダ	・避難に支障となる工作物や物品はないか。			
火気 使用 設備	ガ ス	・元栓は閉めているか。 ・ガス管は老朽化してないか。			
	石油ストーブ ガスストーブ	・周りに引火物がないか。 ・安全装置は作動するか。			
危険 物 施設等	ガラス器具	・転倒・落下し破損・飛散しないか。			
	薬 品 類 医 薬 品 類	・収納戸棚は転倒しないか。 ・混合発火を避けるため、薬品は種類別に収納されているか。 ・自然発火防止の保護液は充分か。 ・危険度の高い薬品の収納方法は万全か。			
	食 器 類	・転倒・落下し、破損・飛散しないか。			
	油 類	・転倒・落下し流出することはないか。			
	工 作 機 械 工 作 用 具	・転倒・落下したりしないか。			
電気 設備	電気器具・設備	・タコ足配線による接続はしていないか。 ・コードに亀裂、老化、損傷はないか。 ・許容電流の範囲内で適正に使用しているか。 ・変電設備は、有資格者が定期的に検査しているか。			
その他	ロッカー・整理棚	・倒れたり、移動したりしないか。			
	テレビ コンピュータ	・転倒、落下、移動したりしないか。			
	照明器具	・落下したりしないか。			
	サッカーボール等	・転倒したりしないか。			
	ブロック塀等	・破損、転倒等しないか。			
注１ チェック欄には、良は○印、不備は×印を、即時補修(改修)したときは△印を記入する。 ２ 不備欠陥事項は、防火管理者に報告すること。 ※ その他、学校の置かれた状況に応じて予防点検項目を定める。			防火管理者 確認		

⑤（表 6） 教職員の緊急時連絡体制
休日・夜間の連絡及び安否確認の方法について

方	・LINEグループによる連絡・安否確認
法	・電話連絡・マチコミによる安否確認

連絡網



【メール連絡】

・本部長又は副部長の指示に基づき、配信担当者が、あらかじめ構築している LINE 等を活用し、安否確認メールを一斉配信し、連絡をとり、システムで一斉確認する。

【電話連絡】

・本部長の代理は、副本部長①。その代理は副本部長②として連絡業務を行う。
 ・連絡が取れない場合は、次の人に連絡をして、各班長に連絡の取れない人物を報告する。
 ・最後の人は、各班長に連絡が来たことを報告する。各班長は副部長に、副部長は本部長に連絡する。
 ・自分が通信手段を失った場合は、自ら本部長へ連絡する。（災害伝言ダイヤル、避難先から電話かメールなど）

<学校より距離別職員一覧表>

近距離（0～4Km）圏	中距離（4～10Km）圏	長距離（10Km 以上）圏

⑥ 災害発生時における被害報告連絡体系図

様式1 表3-1参照, 様式2 表6参照

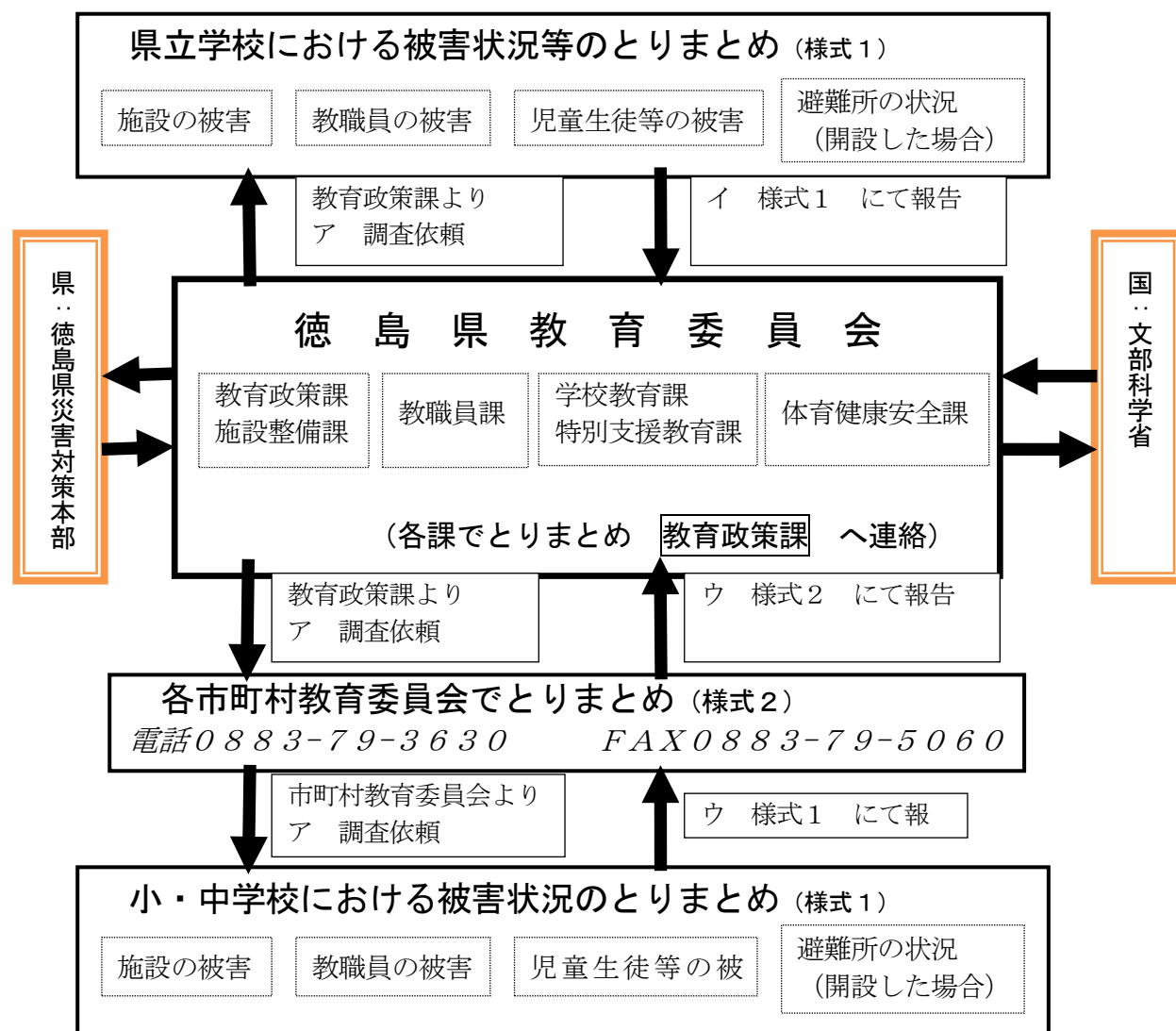
ア災害発生時、県教委教育政策課において必要と判断した場合、県立学校・市町村教育委員会へ被害調査を依頼する

イ依頼を受けた県立学校は、災害時共有システムに入力する、または様式1で報告する

ウ依頼を受けた小・中学校は市町村教委へ様式1で報告し、市町村教委は様式2にて、県教育委員会へ連絡する。

○報告した各被害状況について、さらに対応が必要な場合は、各課と学校が直接連絡を取り対応する

○依頼がなくても、大規模災害により学校に被害が発生した場合は、報告すること



その他、各学校が災害発生時に連絡する必要がある箇所の一覧表

連絡先	電話番号	FAX
東みよし町総務課	0883-82-6303	0883-76-1010
みよし広域連合消防本部	0883-76-5119	0883-72-0695
三好病院	0883-72-1131	0883-72-3722
くはらクリニック	0883-76-5755	

⑦ 各災害に対する対策検討シート

＜平常時からしておくこと＞

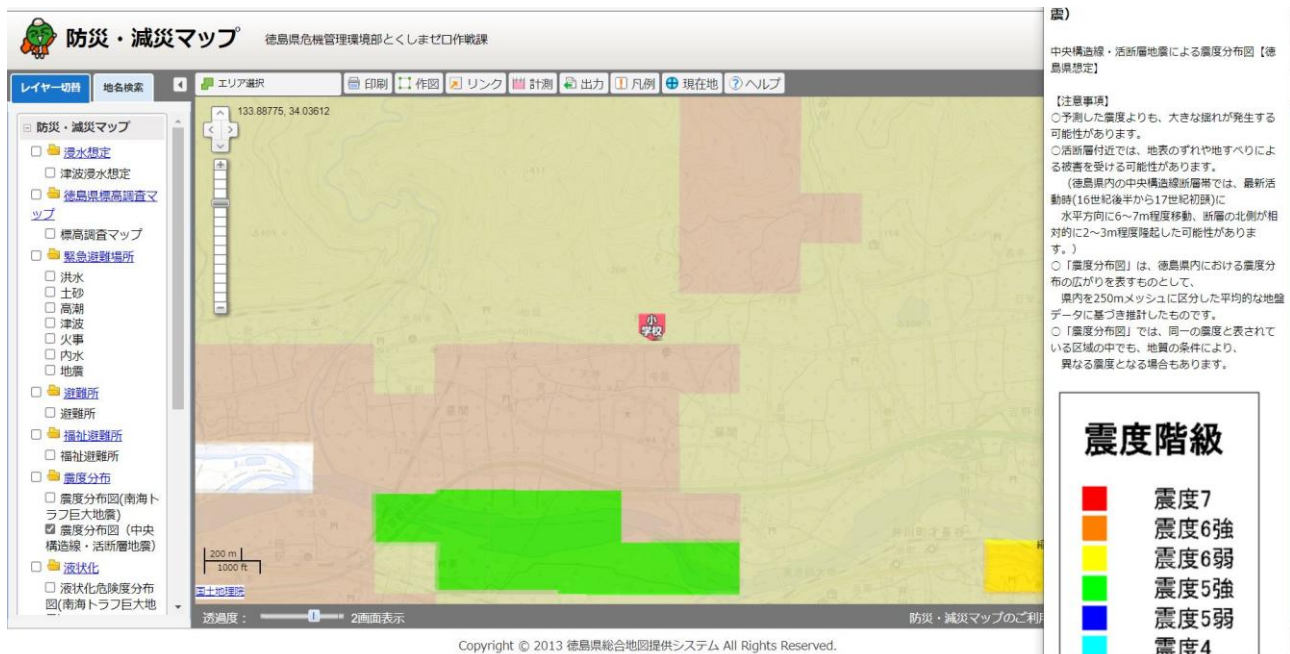
ア 学校の概況や立地条件を確認し、学校の被災リスクについて。

学校名	東みよし町立昼間小学校		
〒771-2501 所在地	三好郡東みよし町昼間1637		
T e l	0 8 8 3 - 7 9 - 2 1 5 8	F a x	0 8 8 3 - 7 9 - 5 1 1 0
校長名			
児童生徒数	1 8 3 人	職員数	2 1 人
校舎 A の立地条件			
① 木造 ・ 鉄筋コンクリート造 ・ 鉄骨造 3 階建 ②耐震化 できている できていない			
③ 標高 _____メートル			
④ 想定される被害 浸水・土砂崩れ・ ()			
校舎 B の立地条件			
① 木造 ・ 鉄筋コンクリート造 ・ 鉄骨造 2 階建 ②耐震化 できている ・ できていない			
② 標高 _____メートル			
③ ④ 想定される被害 浸水・土砂崩れ・ ()			
体育館の立地条件			
① 木造 ・ 鉄筋コンクリート造 ・ 鉄骨造 2 階建 ②耐震化 できている できていない			
③ 標高 _____メートル			
④ 想定される被害 浸水・土砂崩れ・ ()			

イ 校区内のハザードマップを作成し、避難場所及び避難経路を記入しましょう。

＜地震・ハザードマップ＞ 震度想定

地震の一次避難場所 (校舎内) 二次避難場所 (運動場・屋外)



<地震ハザードマップ>土砂災害警戒区域

土砂災害等の一次避難場所（ 南校舎 2 階 ）二次避難場所（ 三好中学校・避難場所 ）

防災・減災マップ

徳島県危機管理環境部とくしまゼロ作戦課

レイヤー切替

地名検索

エリア選択

印刷

作図

リンク

計画

出力

凡例

現在地

ヘルプ

☐ 洪水

☒ 土砂

☐ 高潮

☐ 津波

☐ 火事

☐ 内水

☐ 地震

☐ 避難所

☐ 避難所

☐ 福祉避難所

☐ 福祉避難所

☐ 震度分布

☐ 震度分布図(南海トラフ巨大地震)

☐ 震度分布図(中央構造線・活断層地震)

☐ 液状化

☐ 液状化危険度分布図(南海トラフ巨大地震)

☐ 液状化危険度分布図(中央構造線・活断層地震)

☐ 緊急輸送道路

☐ 第1次緊急輸送路

☐ 第2次緊急輸送路

☐ 第3次緊急輸送路

☐ 学校位置等

133.88839, 34.02745

200 m

1000 ft

透視度: 2画面表示

Copyright © 2012 徳島県総合防災センター All Rights Reserved

防災・減災マップの

災害の危険が切迫した場合に住民等が緊急的に避難する場所です。緊急避難場所は、災害の種類(災害種別)ごとに分けられています。

●分類：緊急避難場所、避難所及び福祉避難所の別。(法指定)とは、災害対策基本法で定める指定緊急避難場所等であり、(法定外)とは、それ以外の緊急避難場所等です。

●災害種別：土砂…崖崩れ、土石流及び地滑りのことです。

避難場所	避難所

※一つの緊急避難場所等で、複数指定されている場合がありますので、代表的なものを地図上に表示しています。

⑧ 備蓄物品管理表

災害発生時に備えて、校内に備えてあるもの。（項目ごとに整理する）

	備 蓄 品 名	数 量	保 管 場 所	使 用 期 限	管理責任者	確認日
救急救助用品	救急医薬品		保健室		養護	
	担架	1	児童玄関		〃	
	三角巾		保健室		〃	
	毛布		保健室		〃	
安全確認・誘導用備品	ロープ		職員室		教頭	
	ハンマー		体育倉庫		体育主任	
	バール		保健室横倉庫		教頭	
	ハンドマイク		職員室		教頭	
人員点呼用備品	懐中電灯		職員室		事務	
	予備乾電池		職員室		事務	
情報収集・通信用備品	ラジオ		職員室		事務	

消火設備品						
飲料用備品	飲料水		資料室	事務		
	非常用食料		保健室横	養護		
その他	ブルーシート		保健室横倉庫	事務		
	車イス		なし	事務		
	簡易トイレ		なし	事務		

⑨ 地震・津波への対応 ア 地震・津波発生時の基本対応（詳細は学校防災管理マニュアル参照）

緊急地震速報

震度想定「南海トラフの巨大地震モデル検討会報告」（H24 年 8 月）
津波想定「徳島県津波浸水想定」（H24 年 10 月）

教職員・緊急地震速報の内容を校内放送等で教職員，児童生徒等に連絡する。
・教室等の出入り口の確保をする。
・使用中の火気の消火や薬品を回収するなど，危険を回避する。
・大きな声での確な指示「頭部の保護，机の下への避難，机の脚を持つ，その場を動かない」
児童生徒等・頭部を保護する準備（ヘルメット，防災ずきん，座布団等）・机の下にもぐる。

地震発生（震度 6 強を想定）

STEP 1 児童生徒等の安全確保

- ・大きな声での確な指示「頭部の保護，机の下への避難，机の脚を持つ，その場を動かない」
- ・落下物，転倒物，ガラスの飛散等から身を守るよう指示する。
- ・支援を要する児童生徒等への対応には，十分配慮する。
- ・まずは安全を確保し，大きな揺れがおさまったら，すぐに避難開始

校内放送・ハンドマイク：

「地震が発生しました。土砂災害の恐れがあります。児童（生徒）の皆さんは先生の指示に従い，

土砂災害発生

STEP 2 避難

一次避難場所

南校舎 2 階

二次避難場所

三好中学校

- ・即座に，一次避難場所に上履きのまま，全校避難する。
- ・大きな声での確に指示する。「押さない，走らない，しゃべらない，もどらない」
- ・教職員は落ち着いて，避難誘導，負傷者搬送を行う。・担任は，児童生徒名簿等を携帯する。
- ・総括班は，土砂災害に関する情報収集が出来るようにラジオ等を持って避難する。
- ・地元住民等が避難してきたときは，一緒に避難誘導する。
- ・一次避難場所で危険なときは，二次避難場所へ速やかに移動する。

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

- ・児童生徒等の安否確認をする。
- ・負傷者の確認と応急処置をする。

STEP 4 避難した後の学校の対応

学校が土砂災害により使用できない場合，指定避難場所へ移動する。

- ・緊急を要する児童生徒等の病院への搬送及び保護者への連絡
- ・児童生徒等の不安に対する対処 ・警察，消防，医療機関への連絡
- ・情報収集：地震の規模と土砂災害の危険性等，二次災害の危険性等の情報把握等
- ・教育委員会への連絡：児童生徒等及び教職員の安否及び学校内外の被害の状況等
- ・外部（マスコミ）等及び保護者等への対応（対応窓口の一本化）

学校が使用できる場合は，学校へ移動。

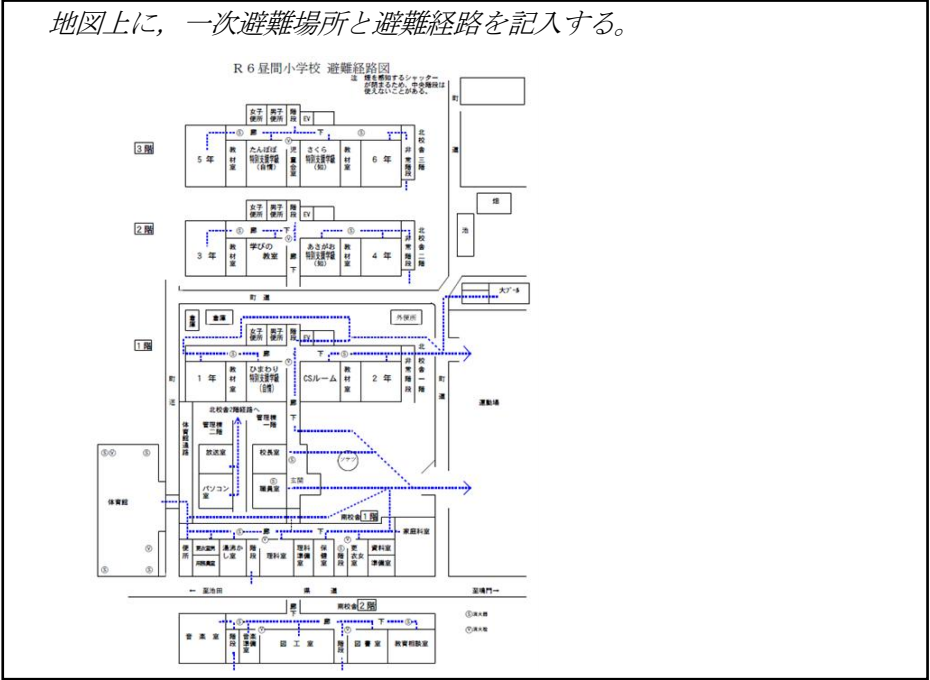
- ・上記に加え，校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置
- ・学校が避難所となった場合，避難所運営支援

STEP 5 保護者へ児童生徒の引き渡し

保護者へ以下の 3 点を連絡（電話，電子メール，学校のホームページ，地域の有線放送等）

イ

- ① 児童生徒等は全員無事，三好中へ避難し待機中
- ② 土砂災害警戒情報が解除になるまで，児童生徒等は待機させる。
- ③ 解除後，下校させるので迎えにきて下さい。（危険な場合は無理をしないこと）

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所
一次避難場所	○地震発生 ・震度6以上	避難場所：学校の運動場へ避難・土砂災害の場合は南校舎2階へ 集合形態：各学年ごと 災害対策本部：職員室に設置する
	○土砂災害発生 ・土砂災害警戒情報発表	地図上に、一次避難場所と避難経路を記入する。  The diagram shows the school layout with evacuation routes. Blue dashed lines indicate routes from classrooms to the sports field or the second floor of the south building. Red dots mark specific evacuation points. The title is 'R6 昼間小学校 避難経路図'.
二次避難場所	○地震発生 ・震度6以上	避難場所：学校の正門より、国道を通り、三好中学校・ふれアリーナみよしへ 集合形態：各学年ごと 災害対策本部：仮 避難所に設置 → 東みよし町役場に移動する
	○土砂災害発生 ・土砂災害警戒情報発表	地図 地図上に、二次避難場所と避難経路を記入する。  The map shows the area around the school. A blue line indicates the evacuation route from the school gate, through the national road, to the third Miyoshi Junior High School and the Fure Arena Miyoshi. A red line indicates the route to the temporary evacuation site. The title is '地図上に、二次避難場所と避難経路を記入する。'.

想定を超える自然災害に備え、複数の避難場所や避難経路を設定しておく。

災害時アクションカード

学級担任

人物	場所	役割分担
学級担任	学級教室	児童生徒等の避難誘導・安全確保

STEP 1 児童生徒等の安全確保

- 大きな声で的確な指示「頭部の保護、机の下への避難、机の脚を持つ、その場を動かない」

一次避難場所

運動場

二次避難場所

三好中学校

STEP 2 避

難

- 大きな声で的確に指示する。「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」
- 落ち着いて、避難誘導、負傷者搬送を行う。
- 児童生徒名簿等を携帯する。

STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認

- 児童等の安否確認をする。

STEP 4 避難した後の学校の対応

土砂災害警戒情報が解除になるまでは、避難場所にて待機する。解除を確認してから、

- 緊急を要する児童の病院への搬送及び保護者への連絡
- 児童生徒等の不安に対する対処

STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し

保護者へ以下の3点を連絡（電話、電子メール、学校のホームページ、地域の有線放送等）

①児童は全員無事、へ避難し待機中

②土砂災害警戒情報が解除になるまで、児童は待機させる。

② 解除後、下校させるので迎えにきて下さい。（危険な場合は無理をしないこと）

連絡先等

ウ 地震・津波が発生した場合の情報収集のための機器や方法。

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
J-alert	放送室に設置、受信と同時に放送が各教室に自動的に流れる。	なし
ラジオ	職員室に設置、地震を感じたら教頭がラジオをつける。	教頭
テレビ	〃	教頭
インターネット	職員室に設置、常時起動、随時チェックを行う。	教職員
携帯電話（すだちくんメール）	各教職員で受信する。	教職員

エ 地震・津波が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所について

品 名	保管場所	担当者
関係機関連絡一覧表	校長室	校長
児童生徒連絡用名簿	職員室前方棚	教頭
ノートパソコン、防災関係避難時搬出データ	職員室	教頭
引き渡しカード	職員室前方ロッカー	教務主任

オ 地震・津波が発生した場合、連絡が必要な機関について。

連 絡 先	電 話	FAX	備 考
県教委体育健康安全課	0 8 8 6 2 1 3 1 6 6	0 8 8 6 2 1 3 1 6 7	
東みよし町教育委員会	0 8 8 3 7 9 3 6 3 0	0 8 8 3 7 9 5 0 6 0	
東みよし町総務課防災交通係	0 8 8 3 8 2 6 3 0 3	0 8 8 3 7 6 1 0 1 0	
みよし広域連合消防署	0 8 8 3 7 6 5 1 1 9	0 8 8 3 7 6 5 1 2 1	
三好病院	0 8 8 3 7 2 1 1 3 1	0 8 8 3 7 2 3 7 2 2	
三好警察署	0 8 8 3 7 2 0 1 1 0	0 8 8 3 7 2 1 4 5 0	

カ 保護者への引き渡しについて

(ア) 地震・津波が発生した際、児童の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
児童を下校させる場合	・ 大津波警報、津波警報が解除されている。 ・ 通学路の安全が確保されている。 ・ 公共交通機関が支障なく運行している。
児童を学校に待機させる場合は、安全が確認されるまで学校に待機 引き渡し場所：学校	・ 大津波警報、津波警報が発表されている。 ・ 通学路の安全が確保されていない。 ・ 公共交通機関の運行に支障がある。
児童を避難場所に待機させる場合は、避難場所で待機 引き渡し場所：津波の危険性がなくなった後、保護者へ引き渡す	・ 校舎が地震により倒壊した。 ・ 大津波警報、津波警報が発表されている。 ・ 通学路の安全が確保されていない。 ・ 公共交通機関の運行に支障がある。

(イ) 地震・津波が発生した際、児童を引き渡す際の保護者への連絡方法について。

(電話やメールが使用できないときに、保護者が情報を得られる場所や方法を考えておく)

連絡決定責任者：校長 担当者：各担任	
連絡方法・手順	・ 緊急連絡網による電話連絡 ・ 電子メールを利用した一斉送信 ・ 地域防災放送を利用した一斉放送 ・ 災害伝言ダイヤルの活用
連絡が取れない場合の対応	・ 災害掲示板に掲示する ・ 保護者が迎えにくるまで、児童生徒等は学校に待機させる

(ウ) 児童生徒等の保護者への引き渡し方法について

引き渡し判断決定者：校長 担当者：各担任
・ 保護者の確認（引き渡し相手のサイン等・・・） ・ 引き渡しカードの受け取り者名を記入 ・ 児童の確認（児童に保護者か判断させる） ・ 通学路の安全が確認できたら引き渡す。（大津波警報・津波警報発表時は、保護者も一緒に待機）

⑩ 3 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校における対応方針

学校の対応方針

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

- ・学校活動の継続と警戒対応または注意対応の準備

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

- ・判断基準により、A・Bのいずれかとする

対応 A 1週間程度の臨時休業（週休日・休日を含む）
（対応の詳細は対応 A 参照）

対応 B 原則として、7日間の臨時休業（週休日・休日を含む）
（対応の詳細は対応 B 参照）

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

対応 C 注意対応をとりながら、原則として、学校活動を継続
（対応の詳細は対応 C 参照）

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合

国からの呼びかけ（注意する措置解除）が発表された場合

平常の学校活動を継続

対応 A [半割れ 津波浸水または土砂災害の可能性の高い場合]

(注) 津波災害警戒区域内では、大津波警報等に対し、児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生 緊急地震速報、大津波警報、津波警報等への対応	臨時情報の発表が学校の時間内 『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 児童生徒等の安全確保 STEP 2 避難 STEP 3 避難後の児童生徒等の安全確認 STEP 4 避難した後の学校の対応 STEP 5 保護者への児童の引き渡し	臨時情報の発表が学校の時間外 『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 安全な方法で関係する 教職員は学校へ参集 STEP 2 教職員が参集した後の 学校対応
臨時情報 (調査中) 警戒対応の準備	基本対応の確認 ○地震関連の情報収集 ○児童の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所、避難所、備蓄)の確認	基本対応の確認 ○関係教職員の参集 ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所、避難所、備蓄)の確認
臨時情報 (巨大地震警戒) 国からの呼びかけ (避難等の呼びかけ) 警戒対応の開始 臨時休業	南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童の安全確保・安否確認 ○保護者への引渡しと今後の対応を周知 ○児童・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応 ○臨時休業の期間中に、教育活動再開に向けての検討・準備 ・指導計画の見直しと指導体制等の検討 ・教育相談体制の補充 ・地域連携体制の確認 ・対応状況の記録と報告	関係教職員の参集・対策会議 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応
国からの呼びかけ (避難等の解除, 注意する措置の呼びかけ) 注意対応の開始 学校再開	臨時の職員会議 (学校再開に向けての検討) ○地震関連の情報収集し、学校再開の検討・判断 ○児童の状況把握、学校施設の安全確認、児童生徒等の通学路等の安全確保 ○関係機関・市町村・県教委との連携・協議 ○児童・保護者へ学校再開について連絡 ○県教委への報告 ○注意対応の維持と地震情報の収集 ○児童の心身状態、家庭状況の把握 ○各校の状況に応じた教育活動の再開	
国からの呼びかけ (注意する措置解除) 注意対応の解除 平常の学校活動	○平常の学校活動の継続	

事前避難対象地域内にある学校は、臨時休業中、安全な場所への移動・避難を検討し、学校再開に備える。

対応B【半割れ 津波浸水かつ土砂災害の可能性の低い場合】

(注) 児童の安全確保を最優先に対応する。

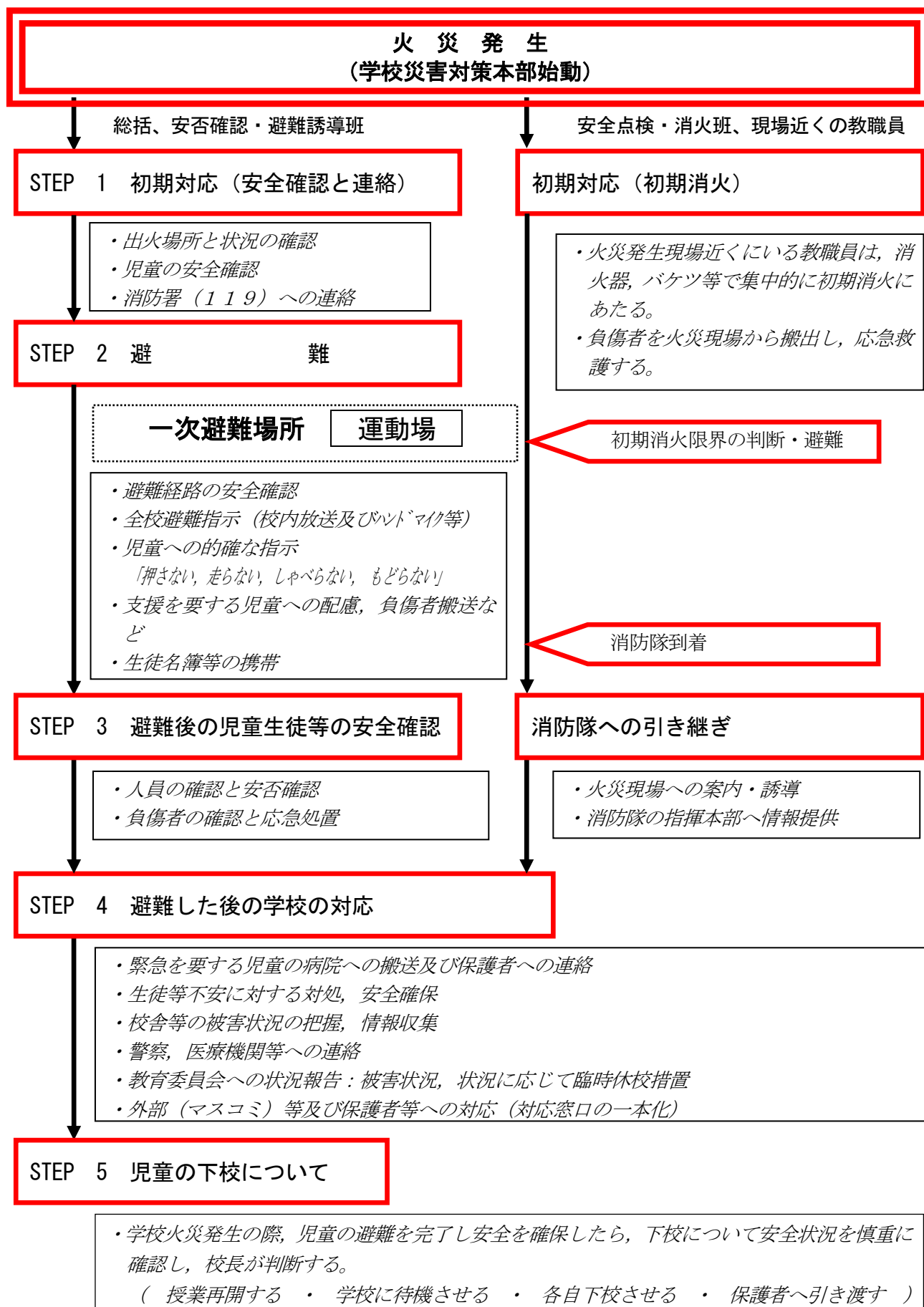
地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
緊急地震速報、 への対応	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 児童生徒等の安全確保 STEP 2 避難 STEP 3 避難後の児童の安全確認 STEP 4 避難した後の学校の対応 STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡し	『学校防災管理マニュアル』 (地震・津波発生時の対応) 参照 STEP 1 安全な方法で関係する 教職員は学校へ参集 STEP 2 教職員が参集した後の学校対応
臨時情報 (調査中) 警戒対応の準備	基本対応の確認 ○地震関連の情報収集 ○児童生徒等の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所、避難所、備蓄)の確認	基本対応の確認 ○関係教職員の参集 ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所、避難所、備蓄)の確認
臨時情報 (巨大地震警戒) 国からの呼びかけ (避難等の呼びかけ) 警戒対応の開始 臨時休業	南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童の安全確保・安否確認 ○保護者への引渡しと今後の対応を周知 ○児童・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応	関係教職員の参集・対策会議 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応
学校再開 警戒対応の継続 国からの呼びかけ (避難等の解除, 注意 する措置の呼びかけ) 注意対応の開始	○臨時休業の期間中に、教育活動再開に向けての検討・準備 ・指導計画の見直しと指導体制等の検討 ・教育相談体制の補充 ・地域連携体制の確認 ・対応状況の記録と報告	臨時の職員会議(学校再開に向けての検討) ○地震関連の情報収集し、学校再開の検討・判断 ○児童の状況把握、学校施設の安全確認、児童の通学路等の安全確保 ○関係機関・市町村・県教委との連携・協議 ○児童・保護者へ学校再開について連絡 ○県教委への報告
国からの呼びかけ (注意する措置解除) 注意対応の解除 平常の学校活動	○平常の学校活動の継続	

対応C【一部割れ、ゆっくりすべり の場合】

(注) 児童生徒等の安全確保を最優先に対応する。

地震発生	臨時情報の発表が学校の時間内	臨時情報の発表が学校の時間外
臨時情報 (調査中) 警戒対応の準備	基本対応の確認 ○地震関連の情報収集 ○児童の安全確保 ○教職員の状況把握 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所、避難所、備蓄)の確認	基本対応の確認 ○関係教職員の参集 ○地震関連の情報収集 ○学校災害対策本部設置の確認 ○連絡体制の確認 ○避難体制(避難場所、避難所、備蓄)の確認
臨時情報 (巨大地震注意) 国からの呼びかけ (注意する措置の 呼びかけ) 注意対応の開始 学校活動の継続	南海トラフ地震対策臨時職員会議の開催 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童の安全確保・安否確認 ○保護者への引渡しと今後の対応を周知 ○児童・保護者との連絡体制の確保 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応 ○注意対応をとりながら、学校活動を継続	関係教職員の参集・対策会議 ○学校の臨時休業等の判断 ○児童・保護者へ対応を周知 ○学校からの情報発信開始 ○施設設備点検及び減災対策補強 ○県教委への対応状況報告 ○市町村・関係機関等と連携体制の確認 ○市町村から学校が避難所に指定された場合の対応
国からの呼びかけ (注意する措置解除) 注意対応の解除 平常の学校活動	○平常の学校活動の継続	

⑪ 火災への対応 ア 火災発生時の基本対応（詳細は学校防災管理マニュアル参照）



イ 校内防火機器等配置図及び校内避難経路図、火災が発生した場合の避難場所及びその判断基準。



ウ 火災が発生した場合の情報収集のための機器や方法。

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
火災報知器	各教室・特別教室・体育館・放送室に設置	教頭
受信機	職員室に設置、火災報知器が鳴ったら、受信機で確認後避難が必要な場合は、校内放送で児童生徒等へ避難を指示する。	教頭

エ 火災が発生した場合、持ち出さなければならない重要書類と保管場所について。
地震・津波編に同じ。

オ 火災が発生した場合、連絡が必要な機関について整理して。
地震・津波編に同じ。

カ 火災が発生した場合の児童の下校の判断基準

(ア) 火災が発生した際、児童の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
児童を下校させる	・児童の状態が落ち着いている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。
安全が確認されるまで児童を学校に待機させる 引き渡し場所：学校	・火災の影響で、通学路の安全が確保されていない。 ・火災の影響で、公共交通機関の運行に支障がある。

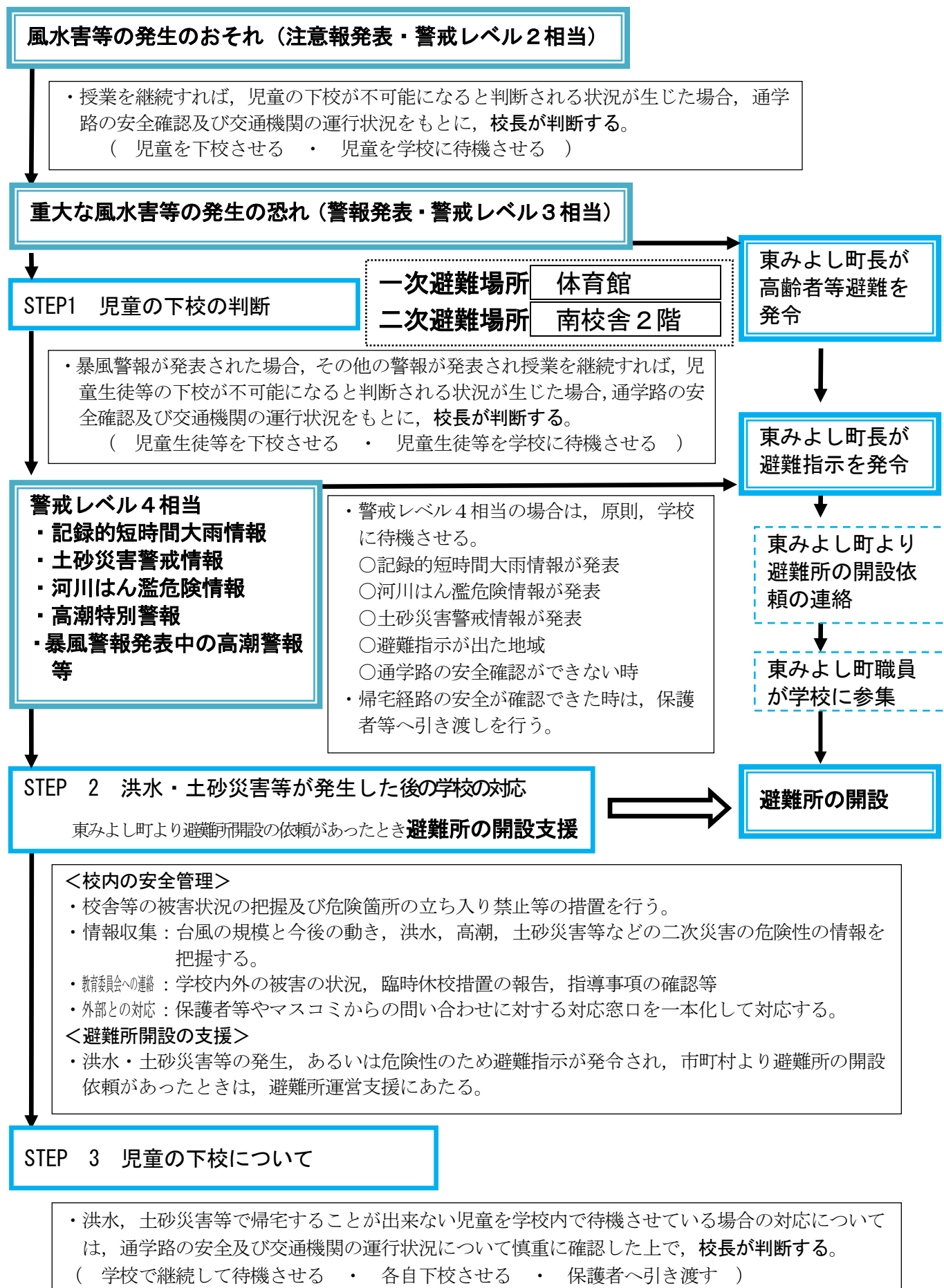
(イ) 火災が発生した際、児童が下校する、あるいは学校に待機している情報の、保護者への連絡方法について。

判断責任者： 校 長	担当者： 各 担 任
連絡方法・手順	・緊急連絡網による電話連絡 ・電子メールを利用した一斉送信
連絡が取れない場合の対応	・連絡が取れるまで、児童は学校に待機させる。

(ウ) 児童の保護者への引き渡し方法について。
地震・津波編に同じ。

キ 児童が在校時以外の対応。

学校外の 所活動時	
休日・夜間等	



イ 注意報・警報が発表された・風水害が発生した場合の対応・避難場所及びその判断基準。

	判断基準	避難場所と避難経路と学校災害対策本部設置場所等										
CASE1	・暴風警報が発表された時 ・児童の状態が落ち着いている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。	○児童を安全に下校させる。										
一次避難場所	・記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合 ・風水害の影響で、通学路の安全が確保されていない。 ・風水害の影響で、公共交通機関の運行に支障がある。	○安全が確認されるまで児童を学校に待機させる。 引き渡し場所：学校体育館 避難場所：各教室										
二次避難場所	・洪水による避難指示（警戒レベル4）が発表された場合。 ・洪水・土砂災害等発生し、校舎の1階部分が被災した場合 ○校舎の2階以上に避難し安全が確認されるまで、待機させる。	避難場所：南校舎2階及び北校舎23階 災害対策本部：音楽室 集合形態：1年：北校舎3F被服室と教室 2年：北校舎2F教室 3年：南校舎2F教室 <table><tr><td>北校舎</td><td>3F</td></tr><tr><td>被服室</td><td>1年</td></tr><tr><td>教室</td><td>1年</td></tr></table> <table><tr><td>北校舎2F</td></tr><tr><td>教室 2年</td></tr></table> <table><tr><td>南校舎2F</td></tr><tr><td>教室 3年</td></tr></table>	北校舎	3F	被服室	1年	教室	1年	北校舎2F	教室 2年	南校舎2F	教室 3年
北校舎	3F											
被服室	1年											
教室	1年											
北校舎2F												
教室 2年												
南校舎2F												
教室 3年												

想定を超える自然災害に備え、複数の避難場所や避難経路を設定しておく。

ウ 風水害が発生した場合の情報収集のための機器や方法

機器・方法	設置場所・情報集の方法	担当者
インターネット 気象庁HP	職員室に設置、常時起動、注意報警報発表時は随時チェックする。	教頭
ラジオ	職員室に設置、注意報警報発表時はラジオをつける。	教頭
テレビ	〃	教頭
携帯電話（すだちくんメール）	各教職員で受信	教職員
災害無線情報	職員室に設置、自動受信	事務

エ 洪水・土砂災害等発生した場合、移動させる重要書類と保管場所について。

地震・津波編と同じものを2階のパソコン室へ移動させる。

オ 洪水・土砂災害等発生した場合、連絡が必要な機関について。

地震・津波編に同じ。

カ 保護者への引き渡しについて

- (ア) 注意報・警報等が発表された場合及び洪水・土砂災害等が発生した場合の児童の下校・学校待機・保護者への引き渡しの安全確認の基準

対 応	保護者へ引き渡す際の安全確認の基準等
児童を下校させる	・児童の状態が落ち着いている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。
安全が確認されるまで児童を学校に待機させる	・通学路の安全が確保されていない。 ・公共交通機関の運行に支障がある。
保護者へ引き渡す 引き渡し場所：学校	

- (イ) 洪水・土砂災害等が発生した場合に児童を下校させる、あるいは学校に待機させている情報を、保護者へ連絡する方法について。

連絡決定責任者：校長 担当者：各担任	
連絡方法・手順	・緊急連絡網による電話連絡 ・電子メールを利用した一斉送信 ・学校のホームページに緊急情報として掲載する。
連絡が取れない場合の対応	・連絡が取れるまで、児童は学校に待機させる。

- (ウ) 児童の保護者への引き渡し方法について。

地震・津波編に同じ。

キ 河川はん濫時の対応（基本対応及びその流れ）

1 注意体制（警戒レベル2 相当に該当する場合）

- ・ 洪水注意報（吉野川はん濫注意情報）発表
- ・ 吉野川がはん濫注意水位に到達（三好大橋付近 はん濫注意水位 8.15 m）

*池田ダムの放流量に注意する。

STEP 1 児童生徒等の下校の判断

管理職	・ 授業を継続すれば、児童の下校が不可能になる状況と判断される場合通学路の安全確認及び交通機関の運行状況をもとに、校長が判断する。 （ 児童を下校させる ・ 児童を学校に待機させる ）
教職員	・ 第1非常体制をとる。 ・ 総括は、テレビ、ラジオ、インターネット（気象庁レーダーナウキャスト、川の防災情報）等で最新の情報を収集する。

2 警戒体制（警戒レベル3 相当に該当する場合）

- ・ 高齢者等避難の発令（市町村）
- ・ 洪水警報（吉野川はん濫警戒情報）発表
- ・ 吉野川が避難判断水位を超過（三好大橋付近 避難判断水位 10.46 m）

STEP 2 児童の避難の判断

一次避難場所 教室

二次避難場所 南校舎2階

管理職	・ 避難経路の安全確認をしながら、避難を開始する。 ・ 避難経路の安全確認ができない場合は、児童を校舎内の高所へ避難させる。 ・ 避難した場合は、教育委員会へ連絡する。
教職員	・ 第2非常体制をとる。 ・ 対策本部は、各業務分担に応じて対応する。

3 非常体制（警戒レベル4 相当に該当する場合）

- ・ 避難指示の発令
- ・ 吉野川のはん濫危険情報発表
- ・ 吉野川がはん濫危険水位を超過（三好大橋付近 はん濫危険水位 11.46 m）

*池田ダムの放流量に注意する。

STEP 3 避難後の安全確保

教職員	・ 児童の安全確認。 ・ 地域住民が避難してきた際の誘導。
-----	----------------------------------

STEP 4 避難後の学校の対応

避難所の開設

教職員

・東みよし町より避難所開設の依頼があったときは、避難所の開設支援。

<校内の安全管理>

- ・校舎等の被害状況の把握及び危険箇所の立ち入り禁止等の措置を行う。
- ・情報収集：河川の情報収集，雨雲の規模と今後の動き，洪水，高潮，土砂災害等などの二次災害の危険性の情報を把握する。
- ・教育委員会への連絡：学校内外の被害の状況，臨時休校措置の報告，指導事項の確認等
- ・外部との対応：保護者等やマスコミからの問い合わせに対する対応窓口を一本化して対応する。

<避難所開設の支援>

- ・河川のはん濫，あるいは危険性のため避難指示が発令され，市町村より避難所の開設依頼があったときは，避難所運営支援にあたる。

STEP 5 保護者への児童生徒等の引き渡しについて

管理職

・河川のはん濫等で帰宅することが出来ない児童を学校内で待機させている場合、避難場所に避難した場合の対応については、洪水が収まり、各種警報等も解除され、通学路及び避難経路の安全及び交通機関の運行状況について慎重に確認した上で、校長が判断する。
(学校・避難場所で継続して待機させる ・ 保護者へ引き渡す)

* 在校時や登校前などの具体的な対応については、「4 風水害発生時の対応」を参照

■情報収集

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、電話 インターネット ・徳島気象台ホームページ http://www.jma-net.go.jp/tokushima/ ・気象庁レーダーナウキャスト http://www.jma.go.jp/jp/radnowc/
洪水予報 水位到達情報	インターネット ・国土交通省（川の防災情報） http://www.river.go.jp/ ・国土交通省（川の水位情報） http://www.river.go.jp/ ・徳島県水防情報 https://www.kasen.pref.tokushima.lg.jp ・徳島県土砂災害情報 https://www.sabo.pref.tokushima.lg.jp すだちくんメール
避難情報	○高齢者等避難、避難指示 テレビ、ラジオ、インターネット、緊急速報メール

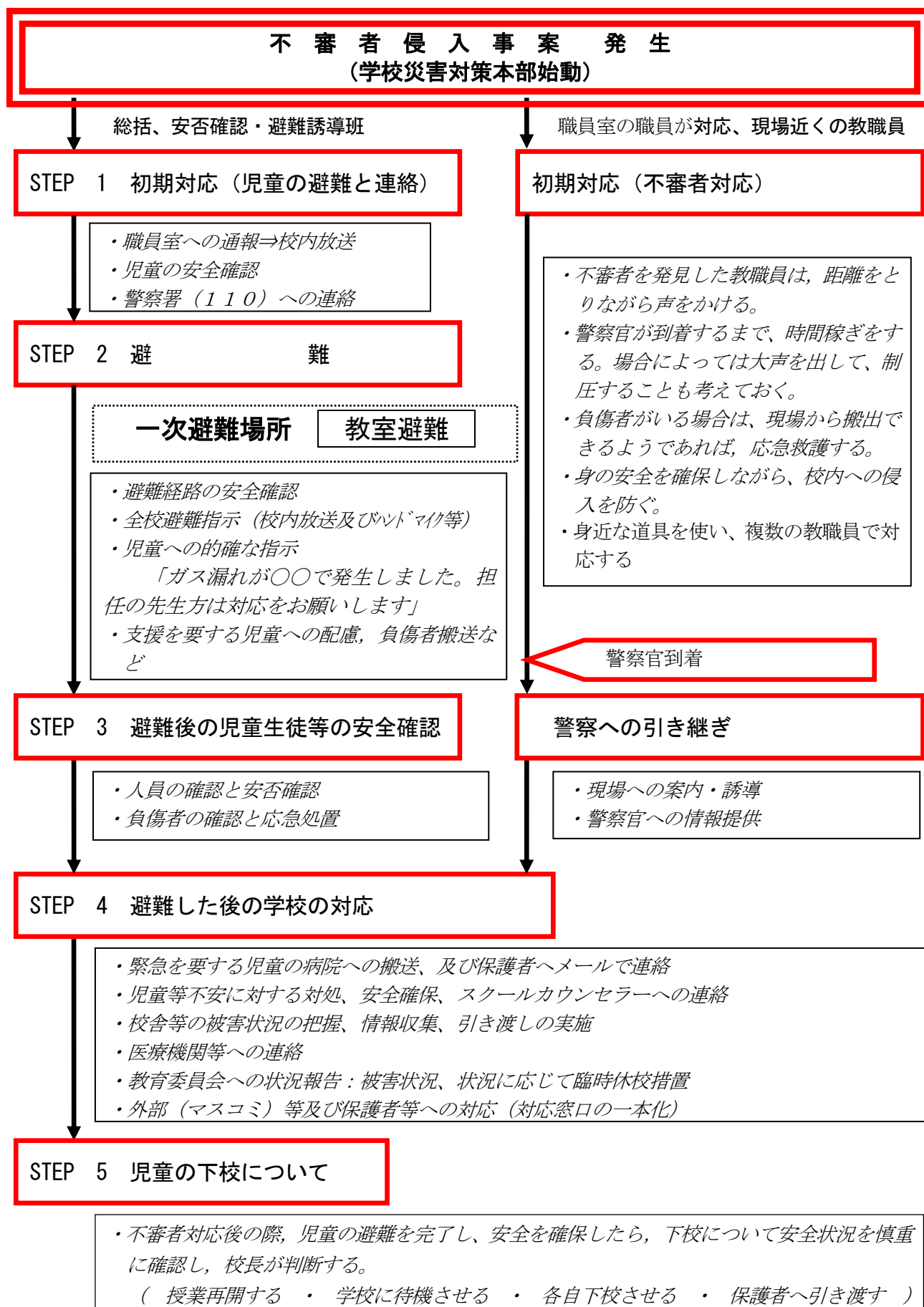
■安全に避難するための備え

項 目	準 備 物
情報収集・伝達	ラジオ、タブレット、携帯電話、拡声器
避難誘導	名簿、携帯電話、懐中電灯、拡声器 一時避難のための食糧・水・防寒着・雨具

ク 注意報・警報等が発表された・洪水等が発生した場合の対応・避難場所及びその判断基準

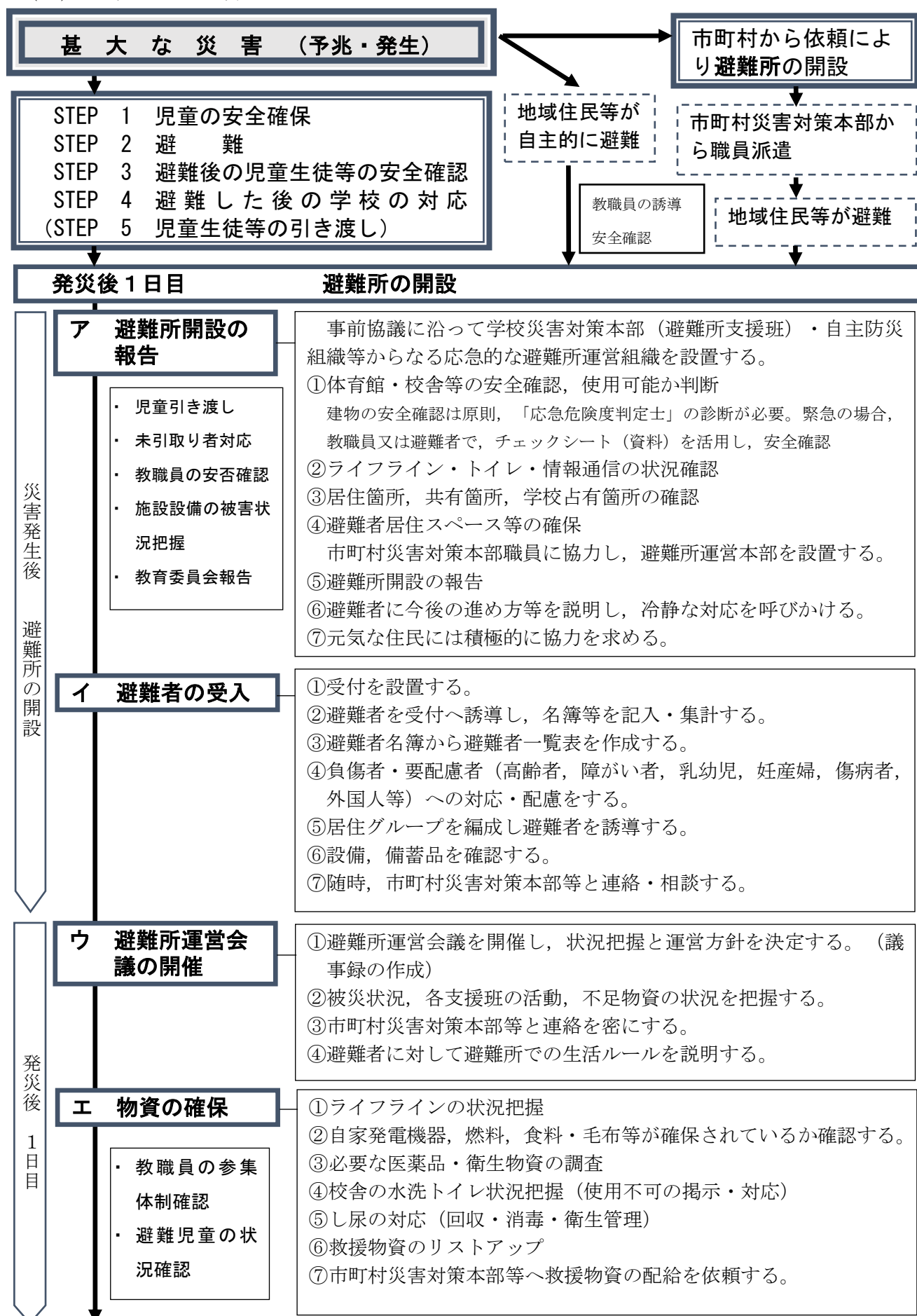
	判断基準	避難場所・避難経路・判断基準等
1 注意 体制	・洪水注意報（吉野川はん濫注意情報） ・吉野川がはん濫注意水位に到達 （三好大橋付近 はん濫注意水位 <u>8.15m</u>） ↓ ○状況に応じて児童を下校させる。 ○児童を学校に待機させる。	児童を下校させる場合の判断基準 ・授業を継続すれば、児童の下校が不可能になる状況と判断される場合 ・児童の状態が落ち着いている。 ・通学路の安全が確保されている。 ・公共交通機関が支障なく運行している。
2 警戒 体制	・避難準備情報・高齢者等避難開始の発令（市町村） ・洪水警報（吉野川はん濫警戒情報） ・吉野川が避難判断水位を超過 （三好大橋付近 はん濫注意水位 <u>10.46m</u>） ↓ ○避難させる。 ○避難経路の安全確認ができない場合は、児童を校舎内の高所へ避難させる。	児童を避難させる場合の判断基準 ・児童の状態が落ち着いている。 ・避難経路の安全が確保されている。
3 非常 体制	・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令 ・吉野川のはん濫危険情報発表 ・吉野川がはん濫危険水位を超過 （三好大橋付近 はん濫注意水位 <u>11.46m</u>） ↓ ○避難場所での安全確保	避難場所への避難 1 避難場所 北・南校舎 2 F の指定教室 2 避難経路 各教室から 2 階渡り廊下を通る。 ↓ 南校舎へ避難 ↓ 図工室（1 年生・2 年生） 家庭科室（3 年生） 音楽室（4 年生） 南校舎 2 階廊下西側（5 年生） 南校舎 2 階廊下東側（6 年生）

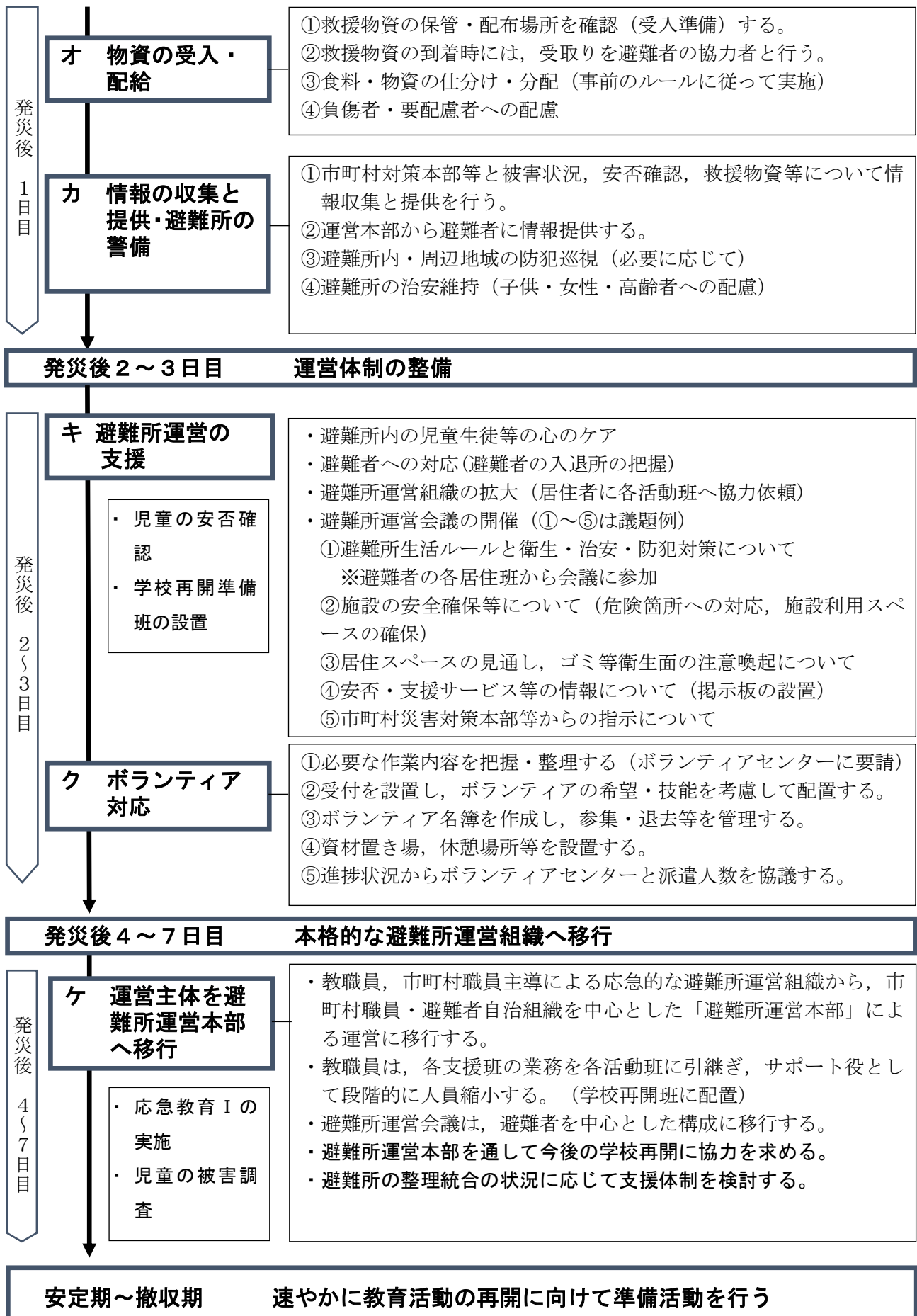
⑬ 不審者への対応 (基本対応)



⑭ 学校避難所運営支援計画について (基本対応)

(2) 避難所運営支援の流れと基本対応





ア 応急的な避難所運営体制の検討

(7) 応急的な避難所運営本部

役職	氏名	所属	備考
本部長（1名）		昼間小学校	校長が学校災害対策本部長と兼務
副本部長（校内1名）		昼間小学校	校長が本部長であれば教頭等
副本部長 （地域代表 1名）		自治会・自主防災会	自治会・自主防災会代表等
委員	各活動（支援）班長 各自治会代表	各自治会	総務班は事務局を兼ねる

※応急的な避難所運営組織を置く期限は、物資配給体制が整備できた時点をもどとする。

(4) 避難所運営支援のための役割分担・班編成。

（発災後初期段階において、避難所の運営を市町村と地域自主防災組織へ移行するまでの役割）

班名	担当者名	役割
総務班	班 長 副班長	・運営本部会議の事務局 ・避難所記録 ・地域との連携 ・その他
避難者管理班	班 長 副班長	・名簿管理 ・取材への対応 ・問い合わせへの対応 ・郵便物・宅配物の取り次ぎ
情報班	班 長 副班長	・避難所外情報収集 ・避難所内向け情報発信 ・避難所外向け情報発信
食料・物資班	班 長 副班長	・食料・物資の調達・受入・管理・配給 ・炊き出し
施設管理班	班 長 副班長	・危険箇所対応 ・防火防犯警備
保健・衛生班	班 長 副班長	・衛生管理、ゴミ、風呂、トイレ、掃除、ペット ・医療・介護活動 ・生活用水の管理
要配慮者支援班	班 長 副班長	・要配慮者の支援 ・要配慮者名簿の作成 ・要配慮者用相談窓口の設置等 ・女性・子どもの安全の確保
ボランティア班	班 長 副班長	・ボランティアの受入・管理

イ 学校施設の使用办法

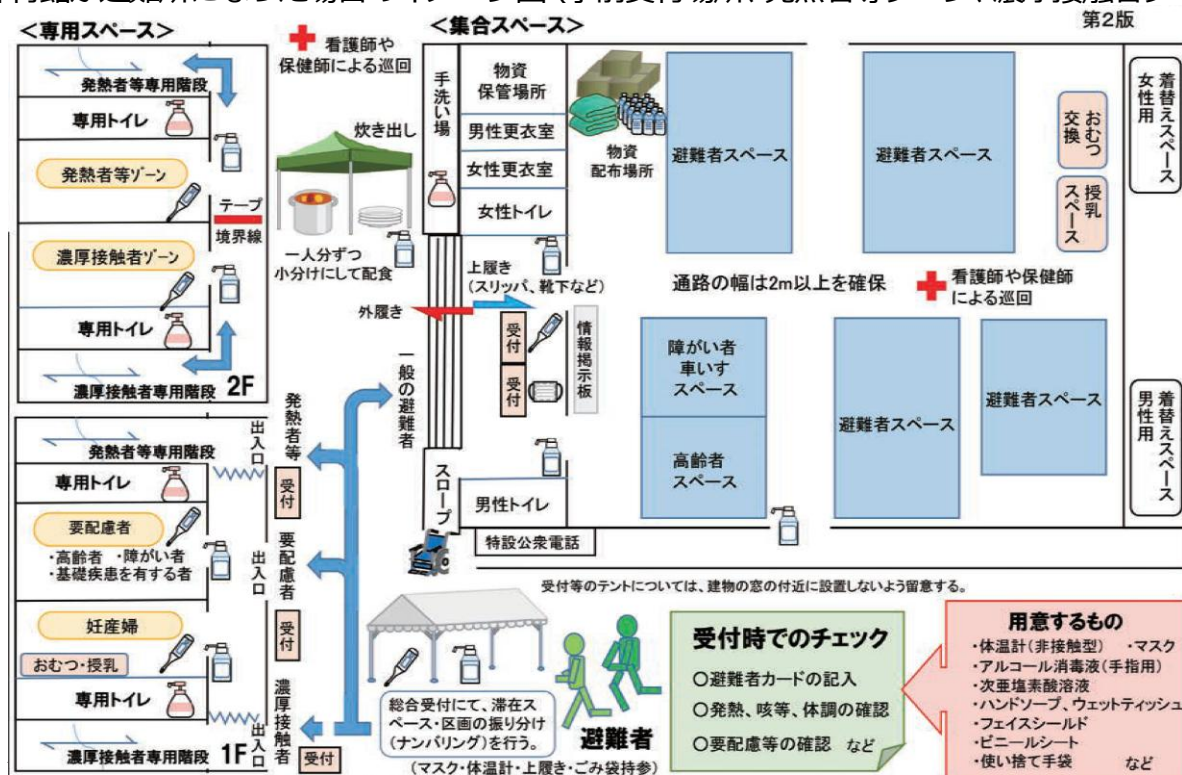
学校が避難所となった場合の避難者居住場所と人数・学校占有場所を設定。

災害時避難者居住場所	人 数	学校占有場所	理 由
体育館	〇〇〇人（一般避難者）	校長室	学校運営のため
音楽室（畳）	15人（要配慮者用）	職員室	学校運営のため
保健室（1階）	3人（発熱者等専用）	放送室	機材管理のため
和室（2階）	2人（濃厚接触者）	理科室	薬品管理のため
		コンピュータ室	機器管理のため
		3階以上の各教室	応急教育実施のため
		和室	個人情報管理のため
		保健室	個人情報管理のため

＜新型コロナウイルス感染症対策例＞

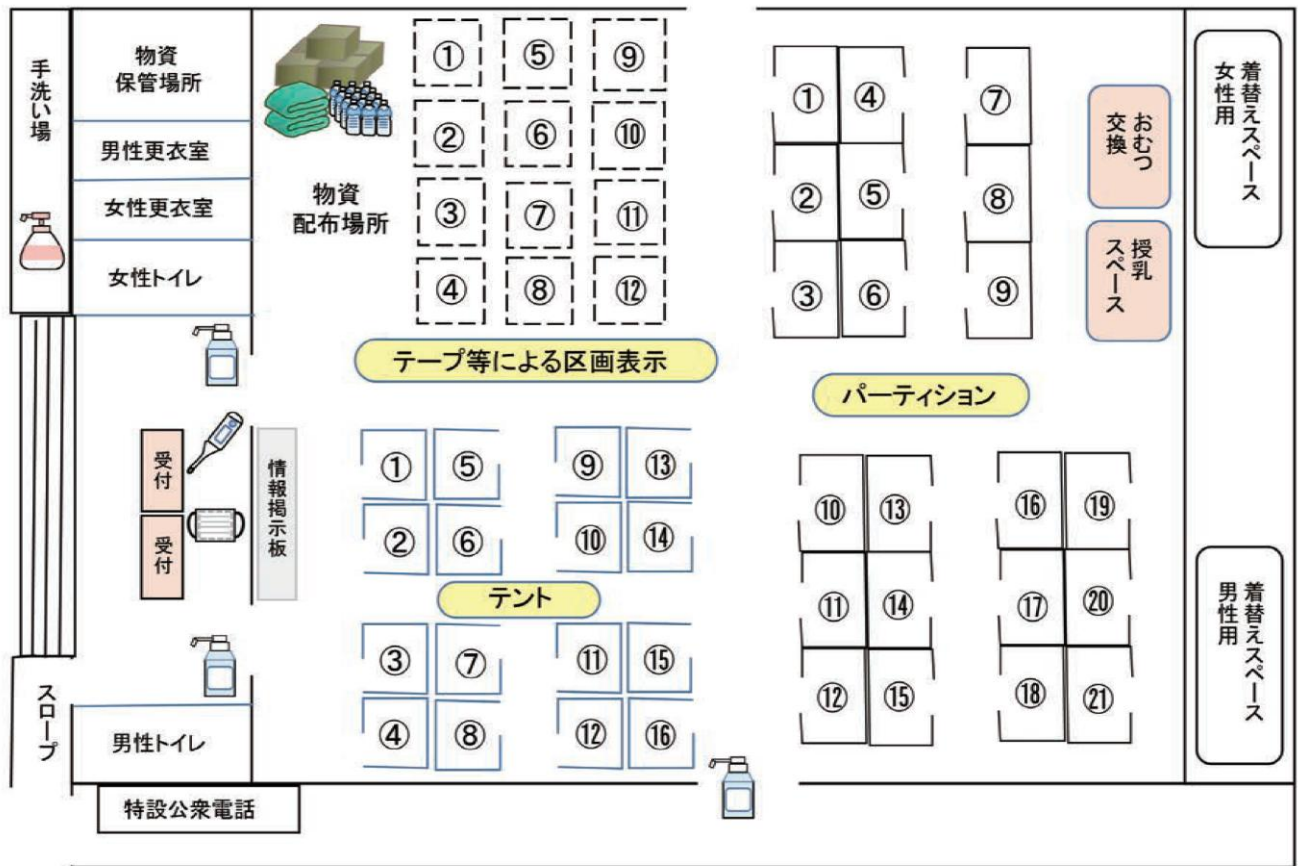
事前受付	体育館の正面出入口前、体育館に接続する廊下等
個別受付	体育館の入口
一般避難者スペース	体育館のメインアリーナ
要配慮者スペース	音楽室
発熱者等専用スペース	南校舎の保健室
濃厚接触者用スペース	南校舎の和室

体育館が避難所になった場合のイメージ図（事前受付場所、発熱者等ゾーン、濃厚接触者ゾーン、）



※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

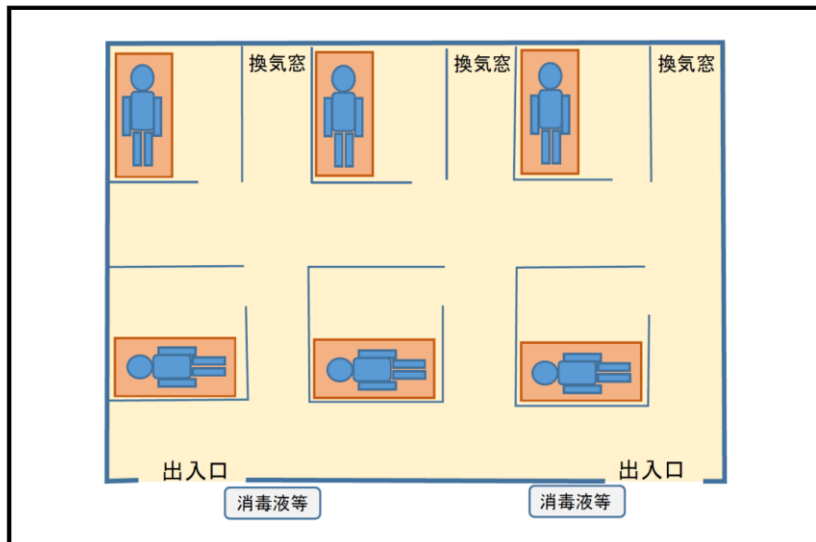
体育館のレイアウト例



<発熱者等専用スペース内のレイアウト>

- ・パーティションを使用して、可能な限り各々の滞在スペースを個室化する。
- ・パーティションを部屋の対角に配置する等、可能な限り避難者相互の距離を確保する。
- ・パーティションで窓を塞がないよう注意し、換気が十分にできる配置とする。

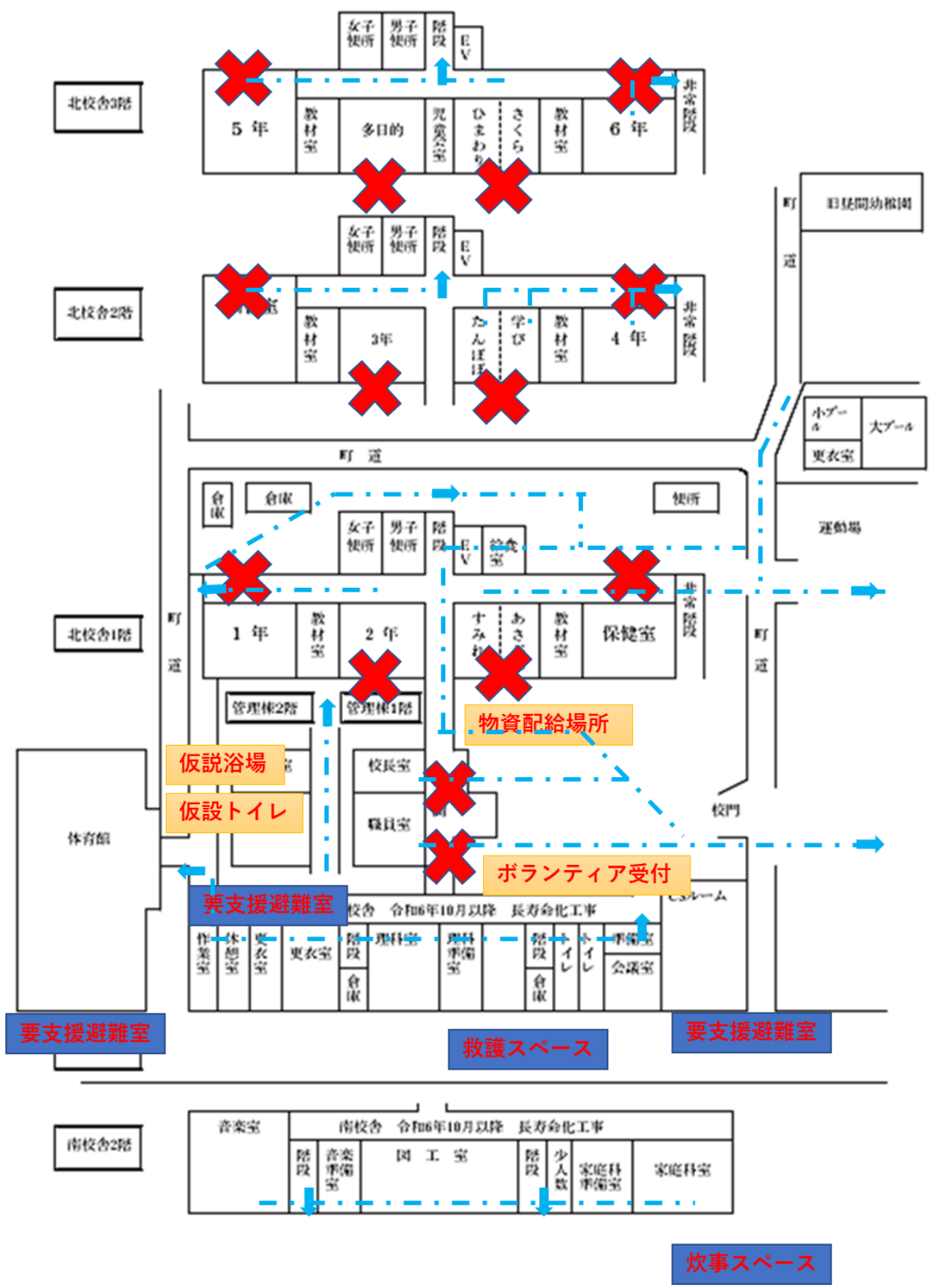
【発熱者等専用スペースのレイアウト（例）】



校舎での学校占有場所・共有スペース等の確保

3階以上は
学校優先スペース

令和7年度 昼間小学校 校舎配置図(予定)



ウ 学校が避難所となった場合に備えて、管理責任がある市町村と協議し、連絡先及び取り決めた内容（鍵の管理等）。

平日の場合

＜連絡体制＞ 連絡先・方法等

電話 東みよし町教育委員会 0883-79-3630

東みよし町総務課 0883-82-6303

東みよし町危機管理課 0883-82-6315

＜協議事項＞

備蓄品等の準備について、受け入れ体制について

役場職員の人員配置・協力体制について

新型コロナウイルス感染症対策について

学校再開の可否について

休日・夜間の場合

＜連絡体制＞ 連絡先・方法等

電話 東みよし町教育委員会 0883-79-3630

東みよし町危機管理課 0883-82-6315

東みよし町総務課（夜間） 0883-82-2100

＜協議事項＞

エ 学校が避難所となった場合に、使用する備蓄されている品名について。

[illegible]

⑮ 学校教育活動の再開に向けての計画作成例

ア 学校教育活動の再開に向けて目標日数を設定し、確認事項・作業内容・協議事項。

目標日数		確認事項・作業内容・協議事項
大災害発生後	避難所の開設	○避難者の受け入れ及び避難所の運営支援
被災後 5 日程度	学校再開準備 班の設置	○市町村・地域自主防災組織・避難者自治組織への避難所運営組織の移行 ○学校再開班の始動
		○児童生徒等及びその家族の安否確認 ○児童生徒等の住居の被害状況確認 ○教職員及びその家族の安否確認 ○教職員の住居の被害状況 ○校舎・校庭の被害状況確認 ○ライフラインの被害状況確認 ○通学路など地域の被害状況確認
		○児童生徒等及びその家族の安否確認 ○児童生徒等の住居の被害状況 ○校舎・校庭の被害状況確認 ○ライフラインの被害状況確認 ○通学路など地域の被害状況確認
被災後 10 日程度	応急教育Ⅰ の実施	○青空教室・心のケア等を実施し、児童生徒等の心身の健康状態の回復・維持
		○教育委員会からの調査依頼に対し、被害実態の報告 ○仮登校日の日程協議（児童生徒等・保護者への連絡） ○校舎等被害に対する応急措置 ○ライフライン、トイレの復旧 ○教室の確保（他施設の借用、仮設教室の建設） ○通学路の安全確保
		仮登校日の実施 ・登校可能な児童生徒等の人数確認 ・児童生徒等の心理面の状況把握 ・勤務可能な教職員の人数確認 ・児童生徒等の学習に必要な教科書・学用品タブレット端末等の確認 ・各家庭のオンライン環境の確認の確認
		○応急教育Ⅱの計画の作成 ○児童生徒等の心のケアの体制整備 ○ライフライン復旧の確認 ○通学路・学区の安全の点検の実施 ○授業再開の日程協議（児童生徒等・保護者への連絡） ○校舎施設・設備の復旧、仮設教室建設 ○授業形態の工夫（二部授業等） ○不足教職員についての応援体制・配置・授業等の対応 ○可能な範囲の教科書等の確保 ○臨時的な学校給食の再開 ○児童生徒等の心のケア対策の支援体制 ○避難所（避難者）の理解
被災後 20 日程度	応急教育Ⅱ の実施	○授業場所の対応 ○授業形態の工夫 ○施設の被害・登校できる生徒数などの実情を踏まえた適切な応急教育Ⅱの実施 ○オンライン学習の検討・活用
		○教科書等の確保 ○学校給食の再開 ○スクールバスの運行再開 ○欠授業時数の補充と授業の工夫、児童生徒等の学力補充 ○被災生徒の高等学校入学者選抜等における配慮 ○各学年の課程の修了及び卒業における配慮 ○被災児童生徒等への就学援助等
被災後 50 日程度	平常時の学校教育活動の再開	

イ 応急教育Ⅰ・Ⅱを実施するために、場所・内容・形態。

(7) 応急教育Ⅰ

○場所：校庭、特別教室等

○内容：ゲーム、遊び、運動、お話等

○形態：避難所運営が市町村、地域自主防災組織、避難者自治組織主体の運営となったら、参加できる生徒を対象に、学年、組に関係なく実施する。

(4) 応急教育Ⅱは、基本的に「学校」で行うが、学校が使用できない場合があるため、学校の被害を想定し、応急教育Ⅱの実施場所及び形態。

	状況等	場所及び応急教育Ⅱの形態
第1予定場所	条件 ・施設の被害が軽微な場合 ・児童生徒等の7割以上が登校	場所：校舎を使用して応急教育Ⅱを実施する。 形態：平常のクラスにて、45分の短縮授業を実施する。 ：タブレット端末を活用したオンライン学習も検討する。
第2予定場所	条件 ・施設の被害が相当に甚大な場合 ・児童生徒等の5～7割以上が登校	場所：校舎を使用して応急教育Ⅱを実施する。 形態：クラスの再編制にて、午前・午後の二部授業を実施する。 ：タブレット端末を活用したオンライン学習も検討する。
第3予定場所	条件 ・施設の使用が全面的に不可能な場合 ・児童生徒等の5～7割以上が登校	2カ所に分散して実施する。 場所：東みよし町役場の会議室 連絡先：電話番号0883-79-3630 形態：クラスの再編制にて、午前1. 3. 5年・午後2. 4. 6年の二部授業を実施する。 ：タブレット端末を活用したオンライン学習を検討する。

ウ 学校教育活動の再開のために、必要な物資を揃えるための連絡先。

物資名	連絡先	電話番号
	東みよし町教育委員会	0883-79-3630
学用品	笠井文具店	0883-72-0475
給食	給食センター	0883-82-2157

⑯ 防災教育及び防災訓練についての年間計画作成例（学校安全計画でも可）

ア 学校防災教育の年間計画。

月	教科等	科目	単元	主な内容
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

イ 防災訓練等の年間行事計画を作成。

月	行事名・訓練の内容	対象	担当者
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

